

第百六十六回国
参議院財政金融委員会會議録第十二号

平成十九年五月二十九日(火曜日)

午前十時一分開会

委員の異動

五月十日

江田 五月君

五月十一日

増子 輝彦君

五月十四日

尾立 源幸君

五月十五日

松井 孝治君

五月十六日

山本 孝史君

五月十七日

尾立 源幸君

五月十八日

山本 孝史君

五月二十一日

岸 信夫君

五月二十二日

中川 雅治君

五月二十三日

尾立 源幸君

五月二十四日

山本 孝史君

五月二十五日

岸 信夫君

五月二十六日

中川 雅治君

五月二十七日

尾立 源幸君

五月二十八日

山本 孝史君

五月二十九日

岸 信夫君

五月三十日

中川 雅治君

五月三十一日

尾立 源幸君

西田 実仁君

五月二十二日

川口 順子君

五月二十三日

小泉 顕雄君

五月二十四日

松井 孝治君

五月二十五日

山本 孝史君

五月二十六日

若林 秀樹君

五月二十七日

山本 孝史君

五月二十八日

岸 信夫君

五月二十九日

池口 修次君

五月三十日

泉 信也君

五月三十一日

信也君

五月二十二日

山本 孝史君

五月二十三日

川口 順子君

五月二十四日

小泉 顕雄君

五月二十五日

松井 孝治君

五月二十六日

山本 孝史君

五月二十七日

若林 秀樹君

五月二十八日

山本 孝史君

五月二十九日

池口 修次君

五月三十日

泉 信也君

五月三十一日

山本 保君

五月二十二日

川口 順子君

五月二十三日

小泉 顕雄君

五月二十四日

松井 孝治君

五月二十五日

山本 孝史君

五月二十六日

若林 秀樹君

五月二十七日

山本 孝史君

五月二十八日

岸 信夫君

五月二十九日

池口 修次君

五月三十日

泉 信也君

五月三十一日

信也君

五月二十二日

山本 孝史君

五月二十三日

川口 順子君

五月二十四日

小泉 顕雄君

五月二十五日

松井 孝治君

五月二十六日

山本 孝史君

五月二十七日

若林 秀樹君

五月二十八日

山本 孝史君

五月二十九日

池口 修次君

五月三十日

泉 信也君

五月三十一日

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

参考人

政府参考人

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

金融庁総務企画局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

金融庁監督局長

家西 悟君

五月二十二日

中川 雅治君

五月二十三日

野上浩太郎君

五月二十四日

大久保 勉君

五月二十五日

峰崎 直樹君

五月二十六日

秋元 司君

五月二十七日

岸 信夫君

五月二十八日

椎名 一保君

五月二十九日

末松 信介君

五月三十日

田中 直紀君

五月三十一日

尾立 源幸君

五月二十二日

富岡由紀夫君

五月二十三日

廣田 一君

五月二十四日

前田 武志君

五月二十五日

円より子君

五月二十六日

西田 実仁君

五月二十七日

大門実紀史君

五月二十八日

尾身 幸次君

五月二十九日

山本 有二君

五月三十日

大野 松茂君

五月三十一日

財務大臣官房長 杉本 和行君

財務大臣官房総括審議官 勝 栄二郎君

財務省主計局次長 松元 崇君

財務省関税局長 青山 幸恭君

財務省国際局長 篠原 尚之君

財務省次長 加藤 治彦君

国 税 庁 次 長

日本銀行総裁 福井 俊彦君

本日、の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○株式会社日本政策投資銀行法案(内閣提出、衆議院送付)

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○財政及び金融等に関する調査(「ふるさと納税」に関する件)

○法人企業の利益分配に関する件(「独立行政法人に対する国の出資金に関する件」)

○改正保険業法の適用除外に関する件

○委員長(家西悟君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、江田五月君、金田勝年君及び池口修次君が委員を辞任され、その補欠として富岡由紀夫君、末松信介君及び前田武志君が選任されました。

○委員長(家西悟君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

第五部

財政金融委員会會議録第十二号

平成十九年五月二十九日

【参議院】

第五部

財政金融委員会會議録第十二号

平成十九年五月二十九日

【参議院】

第五部

財政金融委員会會議録第十二号

平成十九年五月二十九日

【参議院】

第五部

財政金融委員会會議録第十二号

平成十九年五月二十九日

【参議院】

第五部

財政金融委員会會議録第十二号

平成十九年五月二十九日

す。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(家西悟君) 御異議ないものと認めます。

それでは、理事に中川雅治君を指名いたします。

○委員長(家西悟君) 株式会社日本政策投資銀行法案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。尾身財務大臣。

○国務大臣(尾身幸次君) ただいま議題となりました株式会社日本政策投資銀行法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

本法律案は、行政改革推進法に基づき日本政策投資銀行を完全民営化するとともに、その長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持するため、日本政策投資銀行を解散して新たに株式会社日本政策投資銀行を設立し、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、新たに設立する株式会社日本政策投資銀行の目的につきましては、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することとしております。

第二に、株式会社日本政策投資銀行の業務につきましましては、譲渡性預金等の受入れ、資金の貸付け、資金の出資等を行うこととしております。

第三に、株式会社日本政策投資銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、財務及び会計、監督等につきまして、所要の規定を整備して

おります。

第四に、政府は、株式会社日本政策投資銀行の株式につきまして、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成二十年十月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分することとし、処分後、直ちにこの法律を廃止するための措置等を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(家西悟君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(家西悟君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として金融庁総務企画局長三國谷勝範君外七名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(家西悟君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(家西悟君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行総裁福井俊彦君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(家西悟君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(家西悟君) 財政及び金融等に関する調

査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○峰崎直樹君 おはようございます。

冒頭、昨日の農水大臣がお亡くなりになったというところで、いろいろ我々も国会で追及をしてきた立場でございますが、その点は引き続き事態の真相を解明するということは必要だと思っておりますが、冒頭、やはり同じ政治家の一員として、国政に携わった人間としてお悔やみを申し上げ、また、これからもいろいろこの種のことが起きないようにお互いに頑張っていきたいなと、こう思っております。

さて、今日は、これから参議院選挙も戦われる前になつてまいりますというんなものが打ち出されてまいります。そうした中で、ふるさと納税制度という問題が菅総務大臣の方から出されてきたわけでありまして。もちろん、この種のアイデアというのは、実は私どもの平岡法務担当、法務の次の内閣の大臣でございますが、平岡さんの方も今年の一月に同じようなそのアイデアを自分のホームページで明らかにされてしまったので、必ずしも菅総務大臣の専売特許というわけではないわけでありましてけれども、現職大臣が自ら地方税に対して、ふるさとに自分の今納めている地方税の割合を、一割というふうなたしか聞いております。

すけど、今、今日副大臣お見えなんです、冒頭その中身、どんなことを考えられているのか、またそれについては総務省としてはどんな考え方を持っておりますのか、冒頭お聞きしたいと思っております。

○副大臣(大野松茂君) 今お話にございましたように、これまでも地方団体の首長の皆さん方からいろいろな御意見もありましたし、また議員の間にもいろいろな議論がございました。特に首長の間からは、都会に出ていった者が地元で成長する際に負担した教育や福祉のコストに対して何らかの形で還元ができる仕組みができないかと、あるいはまた、生涯を通じて受益と負担のバランスを取るべきではないかと、このような意見があったところでございます。また、最近では、都市に生活

している納税者からも、自分が生まれ育ったふるさとに貢献をしたい、また自分がかかわりの深い地域を応援したいと、このような意見も聞かれるところでございます。

ふるさと納税につきましては、このような地域に対する真摯な思いを生かして、地方の活性化にも資する仕組みを税制として構築するとの趣旨で菅大臣が改めて提示をいたしましたものでございます。

早速、総務省といたしましては、千葉商科大学学長の島田晴雄先生を座長といたしまして、地域振興の有識者や地方公共団体の長、税の専門家などの皆さんで構成する研究会を六月一日に設けまして検討を開始することとしたところでございます。様々な議論があらうかと思いますが、実際に向けて研究会において幅広い議論をいただき、年末の税制改正に間に合うように総務省として基本的な考え方を取りまとめることができれば有り難いと思っております。

この一連の菅大臣の提言の中で、例えばという形で一割ということをとるのときに口に出されたこと、こう認識しております。

○峰崎直樹君 改めて総務副大臣にお聞きするんですが、目的は何なのかというときに、今いろいろおっしゃったんですけど、ふるさとで育てた人材は育っているのに、その方が東京へ出ていって行きつ放しだと、あるいは生涯の受益と負担の関係についてそういう意味で考える必要があるんじゃないかと、あるいはふるさとに応援したいとか貢献したいと。

これは一体何なんですか。その目的を明確にしておかないと、これ実に受け止め方によつていろいろおかしい税になつてしまふので、その点もう一回、六月一日に設置されるこの例えばふるさと納税制度の検討会の目的は何なのかということを明確にしてください。

○副大臣(大野松茂君) 一連の議論の中でもこれから出てまいりますと思っておりますけれども、

やはり地方と言うなれば都市部との関連の中で税の在り方がいろいろ問われていくわけであります。

その中で、例えば都市に住んでおる皆さん方がふるさとをどのようにするかという議論も当然この中に出てくることとございますし、都市と地方との税収の格差の問題でありますとか、そのような具体的な議論の中でこれから具体的な方向が示しただけのものではないかと、このように思っているところでございます。

○**峰崎直樹** そうですと、これ格差は正が目的なんです。国と地方の間の格差は正が目的なんです。だからそこを、格差は正が目的なのか、いや、私の育ったふるさとに何らかの形で応援したいというのが目的なんです。そこら辺をあいまいにしておくに非常に、税の議論というのは非常に原理原則にこだわるところがありますので、その点をもう一度明確にしてください。

○**副大臣(大野松茂彦)** それぞれの地域にお住まいの皆さん方がふるさとに対する思いが非常に強くなっているということも私はあると思います。それは、例えば、地域の自分の生まれ育ったところがいろいろな形で苦労されていることが最近多いと、そういうことの中で改めてふるさとに思いをしたいという具体的なものもございまして、それと同時に、この税の格差の問題があります。その中で、それが併せてこの議論の中に出てくると思うんですが、一番熱い思いは、やはり真摯に私たちのふるさとに何らかの形で貢献をしたい、応援したい、このことの大きな声だと私は思っております。

○**峰崎直樹** ふるさとに対して何らかの応援をしたいという、非常に私の受け止め方からするとあいまいなんです。そこが、そこが明確になっていないと、税制上どういう対応していったらいいのかということについて、じゃ議論のしようがなくなってくるということがまたあると思うんですよ。

じゃ、応援するのに寄附で応援するというやり

方もあるでしょうね。あるいは、年を取ってふるさとにもう一回戻りたい、戻って労役を、つまりサービスを自分が提供したいということもあるかもしれない。そうした場合、なぜ地方税の一分をどこへでも、自分のふるさとに寄附しようとか、寄附というか、自分のふるさとに納税できるようなと、こういう、まあ言ってみればもうそれだけが先に出てきているんですけれども、非常に今お話を聞いていてよく分からない。

そこで、財務大臣にお聞きします。
財務大臣は、このふるさと納税制度、税制にかかわってるところですから、地方税同士でやるんないんじやないのというふうな傍観者のにならないのはちよつとまずいんで、このふるさと納税制度というのは一体どういうふうな、国と地方の関係、当然交付税の問題、いろいろかわつてまいりますけれども、どういうふうなこの問題については判断されているのか、お聞きしたいと思います。

○**国務大臣(尾身幸次君)** 現在、都道府県と言った方がいいと思いますが、地域間の財政力格差が拡大する傾向にありまして、これに対して早急に対応する必要があるという点では私は総務大臣は認識は一致しているところでございます。

そういう問題の対応に当たりまして、まず国と地方の財政状況について御理解をいただきたいと思いますが、債務残高の税収に対する比率を見ますと、国が十五倍、税収の十五倍が債務残高である、地方全体としては三・五倍であるという点が一つございまして、それから、プライマリーバランスで見ましても、国がマイナス四・四兆円の赤字であるのに対して、地方は五・四兆円の、総体としてですね、五・四兆円の黒字であるということなどから見て、国とそれから総体としての地方を比べますと、国の方がはるかに厳しい財政状況にある、このことをまず御理解をいただきたいと思ひます。

その上で、個別自治体の財政力を見ますと、地方交付税で歳入を補てんしている自治体がある一

方、東京のように基準財政需要と基準財政収入の差が一・四兆円と大幅ないわゆる財源超過になっている自治体がございます。

そういう中で、この東京の一・四兆円という財源超過は、この財源が不足の、財政力指数が非常に低い八つの県、島根、高知、鳥取、長崎、秋田、宮崎、沖縄、和歌山、この八つの県の全体の財政、過小財政といえます。財政不足をカバーするだけの実は黒字になっているということでございまして。

そういう状況の下におきまして、先ほどの地方公共団体の間の財政力格差という問題の解決が必要であるという点では、私は総務大臣は意見が全く一致しているわけでございます。ふるさと納税制度につきましては、したがって、基本的に私どもは住民税の問題であるというふうな考えでございまして、地方税の間の調整の問題として対応をすべきであると考えております。

いずれにいたしましても、地方における受益と負担というその関係、受益と負担の関係をどう考えるか、それから租税制度に関するその根幹にかかわる問題でもございまして、今後この点については十分慎重な検討が必要であるというふうな考えております。

○**峰崎直樹** 財務大臣の立場からすればそういうふうなしか答えられないのかもしれないけれども、私はどうも、総務大臣がこういう形でふるさと納税ということをおっしゃられる背景には、格差の是正、格差の是正に対してだったら、国と地方の間の税源配分とか、あるいは交付税の改革だとか、そういうことを通じて基本的にはやっていくべき課題なんです。にもかかわらず、ふるさと納税ふるさと納税という、研究会まで立ち上げるという意図は何か別の意図があるんじゃないかと思えてならないんですよ。

それは何かというと、この六月に地方税が一気に上がるんですよ。一応、総務省の方に、どぐらいこの地方税が上がるのかということについてちよつとデータを出してくれないかということ

でお話をしていたんですが、時間の関係で、三十分までしかありませんので、私の今日配りました資料の二枚目見てください。給与所得者に関して、定率減税の廃止及び税源移譲による収入別所得税・個人住民税の負担額の変化、月額と、こう書いております。

独身の世帯がまずあって、この独身の世帯で、独身で七百万円というのはいちよつと高いかなと思ひますんで、五百万円ぐらいの独身、これも今のフリーターとかそういう方々からすれば比較的にいわけでありまして、この五百万円のところの、所得税と住民税と並んでいて、見ていただきますと、五百万円の方の住民税は一万二千六百円から二万一千七百円にこの六月から上がります。まあ倍とまではいかなくても八割アップです。三百万円の方ですと五千円が一万五百万円、これはもう完全に倍以上ですよ。

次のページ見てください。給与所得者で、夫婦、子供二人です。これで、五百万円の年収のある方が住民税どう変わるかというと、これまで五十九万九千円だったのが一万一千三百円、五千四百円のアップになります。もちろんそれは、所得税が減っているということももちろんあるんですけど、この六月から一気に倍、事実上の倍になっている。七百万円の年収の方ですと、一万五千円が二万四千五百円、九千四百円のアップと、これも六割アップですね。要するに、こういうふうな六月のいわゆる給料、賃金から事実上これ天引きされていくわけですよ。あつと思つたら、あれつ、こんなに税金が上がっているぞと、こうなるわけですね。

総務省、これ、数字間違いありませんね。ちよつとお墨付きを与えてください。あつ、その前に何か、財務大臣、何かありますか。

○**国務大臣(尾身幸次君)** いや、今のこのことについてであります。これは所得税と住民税の問題です。つまり、三位一体で、それぞれの人のとりまして所得税を減税をして、その分住民税を同じ額だけ増税したわけです。ただ、タイミングがずれ

ておりまして、所得税の減税は一月の一日から、住民税の増税という徴収の期間は六月からと、こういうことになっておりまして、いや、七月一日かな、なっております、半年ずれているわけでございます。ですから、住民税だけを見るとその分増税になっているというふうに見えますが、全く同じ額を年間所得税については減税をしております、個々の納税者については納税額は全く同じということでございますので、その点を御理解をいただきたいと思ひます。

確認の方は総務省の方にさせていただければと思ひます。

○峰崎直樹君 確認、ちよつと先に、じゃ確認します。

○副大臣(大野松茂君) 今配付なされておる資料は、この数字でございます。

○峰崎直樹君 財務大臣、質問もしないのに答えていただいたので有り難いんですけども。

この定率減税を元に戻した、そして税源を移譲したと。その前に重大な法律違反やつているんじゃないですか。九九年だったか、これ二〇〇一年だったか、このいわゆる定率減税を廃止するときは所得税の抜本改革やりますというところが前提になつていんですよ。何にもやらないで元に戻しただけでしよう、これ、景気が良くなつたと称して。そして、そのときの最高税率の問題はどうなつたのか。これ、恒久的減税と称してやりました。

法人税もやりました。法人税は、今年の税制改正の中で財政が大変厳しいと言ひながら、例えば皆さん方の配当課税あるいはキャピタルゲインの問題にしたつて、二〇%の税率が掛かるところを一〇%にまける。今年の十二月三十一日に決めても来年の一月一日からですよ。要するに、もう来年の一月一日から進むやつまでもう全部、これはもう減税するというのを決めちゃつていんですよ。

こんなことをしておいて、この定率減税のところだけは、いやいや、これは元に戻るだけですか

らと言つて、それは普通のサラリーマンの世帯からすれば、そんな何年か前に定率減税があつて、それが元に戻つただけですよ、三位一体改革があつて、これは国税から地方税へ税源が、ある意味では一〇%の定率減税移つたことが反映しているんですよ、今までとトータルすれば何も関係ありませんよと言つても、受け取る側はそう受け取らないですよ、これ。今おつしやられたようなことを。

確かに六月の終わりになつたら、あれ、こんなに税金増えてどうなつていふのといつたときに、いや、だから皆さん、その中からふるさとに割だけどうですか。自分のふるさととは困つていふんだからと。こういう毛針発言、昨日だれか、おとといですか、日曜討論でNHKを聞いていたら、なかなかうまいこと言うものだ、これは正に毛針だ。ふるさと納税と言つていふけれども、要するに、いわゆる六月になつたら一気に負担増が上がることに對して、いやいや、皆さんそれは今までと、国税と地方税合わせたらトータル変わりないんですよ。まあ、もし負担がそれだけ重くなつたらそのうちの割ぐらひはふるさとに納税してくださいよ、こういう毛針発言じゃないかと思ひます。

どうですか、総務副大臣、そういうふうな受け止められても仕方ないんじゃないですか、これ。選挙目当てのために、何かふるさと納税と重税と納税と言つて、何かあたかもふるさとを重視して地方を、選挙対策をやつていふようにしか思ひないんですよ。どうですか、副大臣。

○副大臣(大野松茂君) 今財務大臣からもお答えがあつたところでございますが、三位一体改革に伴うところの税源移譲でございます、その実質的な数字につきましては今こちらにお示しをいたしておりますが、例えば所得税の関連につきまして申し上げますと、所得税のボーナス徴収及び年末調整による影響というものもございますし……

○峰崎直樹君 え、ちよつと聞かえない。

○副大臣(大野松茂君) 所得税のボーナス徴収また年末調整による影響というものもございます。したがひまして、年の税額で見た場合は、定率減税の廃止の影響を除きますと所得税と住民税の合計額の増減はございません。

○峰崎直樹君 そういうことは分かつていふんですよ。我々はそれは、いろいろと税をやつていれば、この一月から六月の間の分は払つていませんですよ、この一月から六月の間の分は払つていませんですよ、受け取る側はそう受け取らないがゆえに、何でこんなに上がるんだいということ、これはたしか地方税、住民税が上がつてくると、たしか国民健康保険の財源まで変わつてきたり、配分が変わつてまいりますから、大変大きな影響力を持つわけですよ。

だから、そういう意味で、それに対する毛針でこういうふるさと納税やつていふんじゃないんですよ。まあ、そう言つたつて、いや、毛針ではありませんというふうに決まつていふから聞きませんけれども、そういう意味で、私は、まやかしの何かふるさと納税というものの在り方を検討する委員会を立ち上げて、結果的にどんなものが出てくるのか分りませんけれども、私はそう大したものが出てこないというふうな思ひざるを得ないわけでありまして。

これはもうこれ以上やつても仕方ありませんので、もう時間があと十分しかありませんので、次に、もう一つの資料を見ていただきたいと思います。

これは予算委員会でも使ひましたけれども、イギリスのロンドン大学の名譽教授にロナルド・ドーアという方がおられまして、その方をわざわざお呼びをして勉強会をやりました。上の数字がその勉強会のときの数字で、下の数字は岩波新書で「誰のための会社にするか」というところから取り上げた、要するに、今や株主天下へこういうふうに変つてきましたよということを下の図は岩波新書で明らかにされて反響を呼んだわけでありまして。

上の数字見ていただきたいと思ひますが、これは資本金十億円以上の企業で、売上高から研究開発費まですべてこれは官庁の資料でございます。二つの景気上昇期、一九八六年、あの円高不況からバブルの真つ最中のいわゆる増加率を、八六年から九〇年の実績を調べたものです。そして、今回、正に小泉内閣の改革時代の二〇〇一年から二〇〇五年の増加率を調べたものであります。

ごらんになつて分りますが、上の数字で売上高は五・五と四・九、そう大きな差はありません。付加価値の方はむしろ大企業の場合には増えておまして、六・八から七・九。役員給与と賞与です。あの日興コーポリアルとときに私随分問題だということを申し上げましたけれども、見てください、あのバブルの最盛期ですら二・二%しか上がつていないのに、九七・三。この間に倍になつていふんですよ。これは恐ろしく成果主義とかいふようなことがあるのかもしれない。アメリカ流の経営も入つてきたのかもしれない。従業員の給料見てください。一九・一%バブルのときは増えたのに、何と二〇〇一年から二〇〇五年にかけてマイナス五・八と。これを見て私も唖然としたわけでございます。配当見てください。一・六%の伸びしかなくつたのに、二〇〇一年から二〇〇五年にかけては一七・四・八%ということ、二・七倍ですよ、これ。そして、配当分の累積内部留保、かつては内部留保は一・七八あつたわけですが、今やこれが〇・三一まで内部留保は減つてきていふ。つまり、内部留保を全部吐き出して配当と役員給与、賞与をどんどんどんどん増やして、従業員給与だけは成果が上がつていふのにどんどんどんどん下げていつた、リストラをしていつた。

そして、尾身大臣、尾身大臣が一番お得意の研究開発費見てください。かつては、この五一・四%というのは何に對する五一・四%かちよつと私も調べておりませんが、いわゆるその研究開発に回している比率でございます。何と五一・四%

から一・一％。日本の科学技術予算というのは非常に、トータルとして見たときに、官民で比較すると、GDPの三％台ということで、世界最高だと言われている。これは尾身大臣がよく御存じのとおりであります。その中心成しているのは民間企業なんです。いわゆる公的な税を使った研究開発費というよりも、民間が圧倒的に強いから実は今までの競争力が持ってきたわけですよ。このいわゆる五年間、見てください。かつてのいわゆるバブルの時代におけるあの景気が良かったときには半分はその研究開発費というものの伸びがあつたけれども、その伸びが一・一％まで、五分の一まで下がっているんですよ。これゆゆしいことじゃないですか。

この表をごらんになつて、尾身大臣と金融担当大臣、お二人にどういふふうな感想を持たれたのか、お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(尾身幸次君) 私もこのドーア氏の作成の資料を見させていただきました。

今回の景気回復の局面におきまして、特に大企業を中心として役員報酬や配当が増加する一方、従業員給与に伸び悩みが見られることは確かであると考えております。

この背景は、今般の景気回復局面は、グローバルゼーションの進展の中で、企業がいわゆるこの雇用、設備、債務の過剰を解消する中で回復であつたために従業員の賃金の伸びが緩やかになつてゐること、さらに、役員報酬につきましてはその算定方法として業績連動型の仕組みを導入する企業が増加していること、配当につきましてはその原資となる純利益が大きく増加している等が挙げられると考えております。

他方、こうした企業部門の改善は徐々に家計部門に波及をしております。例えば、昨年から正規雇用が増加に転じておりまして、失業率も二〇〇一年の五・二％から最近三・八％まで改善をしております。また、有効求人倍率も二〇〇一年の〇・五六倍から本年四月には一・〇五と、一を超える水準で推移しているわけでございます。

今後、この景気回復を持続される中で、企業経営の改善が更に進んで労働市場がタイトになることを通じて、従業員の賃金も上昇してくるものと期待をしているわけでございます。

なお、この資料によりまして、先ほど御指摘のとおり、大企業の研究開発費の伸びが以前と比べて低くなつておりまして、長い目で見た企業の国際競争力の観点から掛かりであると思つております。

ただ、今御指摘のいろいろな数字は、実はこの二〇〇六年、昨年には大幅な改善が見られているんだらうというふうな考へておりまして、この今の比較の中で二〇〇六年の数字を、私どもとしてはこれを足してみるといろいろな課題が解決をしつたあるというふうな考へております。

いづれにしても、経済のグローバルゼーションの中で、我が国の企業部門が国際競争力を維持発展させていく、向上させていくということが重要でありまして、この観点から引き続き構造改革を進めていきたいと考えております。

○国務大臣(山本有二君) 岩波新書の「誰のための会社にするか」というロナルド・ドーアさんの指摘は、現代の企業社会における一つの警鐘を鳴らしていることは事実だろうというように思つております。特に、先生御指摘の一九八六年から今日に至るまでのこの間の従業員給与における面の低下というのは、言わば資源の再配分の中における格差の拡大の要因になることは間違ひございません。

その意味におきましては、こうした傾向がどこかで歯止めを掛けられ、またさらに、納得のいく、社会全体が歓迎をもつて迎えられる体制というものがどうすればいいかはとも考へていく必要があるかと思ひます。特に、先ほど御指摘の研究開発費は世代間を超えて新しい発展を生むというふうなこともありますので、そんな意味を含めてどこにどう利益処分をしていくか、特に富の再配分は歴史的に難問であると言われた今日までの歴史でございまして、その意味におけます先生の

御指摘は重要だというように考へるところでございます。

○峰崎直樹君 今の金融担当大臣のお話聞いていて、本当に是非、この格差の問題がこういう形で変わつていく大きな背景に、会社法の改正、それからもちろん税法の改正だとかいろいろな形で出てきていると思うんですね。そういうところを少しやつぱり、今ちょうど経済財政諮問会議が二〇〇七年の骨太方針を作るときに一体どうだったのかということ、これを格差の拡大も含めて。

我々は、たくさん取つていくからよしからぬと言つていらっしゃるんですけど、非常にこの低くなつていくところが本当にずっとそのまま低くなる、あるいはもつとそれが落ち込んでいくという、そこそこには実は問題なんです、従業員給料も役員給与、報酬と同じように伸びていくのであればそれは問題ないと思うんです。ただ、国際競争力という観点も我々もしつかり考えなきゃいけませんよということはそのうだと思ひますが、持続的な発展を考へるときに、従業員の給与、あるいはこれは、ここにはあれ入れていませんけど、派遣労働とかですね。契約社員と臨時雇いは入つていけれども、派遣労働やあるいはパート労働は入つていませんけれども。

しかし、いづれにせよ、そういう持続的な発展ができるようなものにするときに、よく財務大臣おつしやつていますよね、経済財政諮問会議で。少子化に対応できるものであつたんだつたら、それはもう財源は、それは惜しまないということをおつしやつていました。少子化の大きな原因になつてゐるのは、要するに結婚できるような給料になつてゐるのかと、結婚して子供を育てられるようなそういう労働条件をもらつてゐるのかと、そういうところ、ここに大きな問題があるんですよ。

だから、そうすると、このいわゆるこれまで小泉改革の下で進められてきたいわゆる路線というものに對して、一回ちよつとこれを見直してみなきゃいけないんじゃないのかということを、私は

これ警鐘を打しておく必要があるんじゃないんだらうかと、こう思つて実はこの資料を、前回予算委員会のときにも使わせていただきましたけれども、またロナルド・ドーアさんをお呼びしたら、

○一年一〇〇五年までいただきました。二〇〇六年になつたら良くなるだらうと、こうおつしやつてゐるんですね。もう何度か私、日銀総裁が来るたびに、今日後で日銀総裁来られるようですけれども、ダムの水論と称して、もう数年たつたら給料良くなりますよ、もうすぐたつたら良くなる、一向に良くなるじゃないですよ、これ。だから、消費に結び付いていかない。だから、日本経済も今またどうやら踊り場じゃないかというふう言われているんですね。

そういう意味で、もう一度私たちは、この今大きく変化してきているこの時代の中で何が一番やはり大きな問題になつてゐるのかと、この点はしつかり見ていかなくちゃいけないんじゃないんだらうかなということをおつし上げて、ちよつと三十五分までということなんで、あとの質問まだ用意しておりましたけれども、これはまた委員会等の場で質疑をさせていただきたいということを申し上げまして、取りあへず私の方からの質問を終わらせていただきたいと思います。

○委員長(家西信君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、泉信也君が委員を辞任され、その補欠として秋元司君が選任されました。

○富岡由紀夫君 民主党・新緑風会の富岡由紀夫でございます。今日はよろしくお願いいたします。

まず冒頭、昨日の松岡農林水産大臣の大変ショッキングな訃報に接しまして、心より御冥福をお祈り申し上げたいと思つております。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。まず、景気、経済認識についてちよつと順番を

変えて質問をさせていただきたいと思っております。

法人税を払っている今の、最近の、直近の企業というのは大体何社ぐらいあつて、日本全体の企業のうちの何%ぐらい比率として占めているのか、教えていただきたい。それと、法人所得金額の支払額、上位一〇%ぐらいの企業で法人所得金額全体の何%ぐらいを占めているのか、教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(加藤治彦君) お答え申し上げます。

まず、私も国税庁の二〇〇五年分の調査によりますと、内国の普通法人、約二百五十八万社でございますが、利益計上法人はそのうち八十五万社、全体に占める割合は三二・九%でございます。

それから、もう一点先生のお尋ねで法人所得金額上位一〇%の企業で法人所得金額全体が何%を占めるかというお話でございますが、私どもの調査は各法人の所得階級別に取っておりますので、所得金額上位一〇%というような計数はございません。

ただ、若干近似でございますが、所得金額五千万以上の法人を足し合わせますと約六万五千社でございます。構成比で言いますとその六万五千社は全体の利益計上法人の七・七%に該当します。その七・七%に対応する法人で所得金額は三十七兆九千八百億余、それで構成比では、所得金額の構成比は八九・四%、約九割を占めている、七・七%の法人で八九・四%の所得金額を出している、こういう関係でございます。

○富岡由紀夫君 黒字企業が三二・九ということ、赤字法人数というのは七割ぐらいということ、よろしいんですか。

○政府参考人(加藤治彦君) 恐縮でございます。今三二・九%と申し上げましたのは利益計上法人で、逆数で欠損法人は六七・一%、百七十三万社ということでございます。

○富岡由紀夫君 今お伺いして非常に驚いている

んですけれども、わずかに上位七・七%の企業で日本の法人所得金額の八九・四%、八九%、言わば九割ですね。七・七%、七・七%の企業が九割の利益を計上しているということでございます。これは非常に偏った状況だということに私は思っております。今言ったように、七割の企業は、日本の景気は回復したと、若しくは少し順調に進み始めたということである調査報告出ておりますけれども、七割の企業はまだ赤字でございます。そして、利益を上げているといつてもわずかに全体の七・七%しか上げていないという状況でございます。

世界経済全体については、原油価格の動向とかあるいは世界経済、アメリカなどの経済について留意が必要であると思ひますが、国内の民間需要に支えられた景気回復は順調に続いていると認識しております。

何っております。

○富岡由紀夫君 日銀短観というのは、よくいろんなレポートの中でも引用されて、日銀さんが政策決定をされるときに非常に重要な指標として使われているというのは承知しておりますが、今ちょっと是非教えていただきたいんですけれども、間違っているかどうか御確認いただきたいんですが、日銀の短観の調査対象基準というのがございまして、これは資本金が二千万円以上の企業を調査対象としているというふうに承知しております。

これで本場に日本の景気は回復したと言えるのか、財務大臣、そして今日は日銀総裁にも来ていただいておりますので、それぞれ御所見をお伺いしたいと思ひます。

○参考人(福井俊彦君) 日本銀行におきましても、業種別の景気の動き、あるいはできる限り個々の企業の収益状況等につきまして情報を集めながら全体の景況判断いたしておりますが、マクロ経済全体の判断という形に最終的にまとめ上げますと、日本経済、引き続き緩やかに拡大しているという判断でございます。そして、先行きにつきましても、生産、所得、支出の好循環のメカニズムが維持される下で息の長い成長を続けていく可能性が高いと、こういうふうに判断いたしております。

先ほど、国税庁さんは二百五十八万社と言っていましたけれども、そのうちの調査対象、二千万円以上の企業という約二十二万社ぐらいしかない。これ、比率にすると八・七%の企業だ、と、数だと思っております。非常に、二百五十数万社あるうちの二十万社、上位本場に一〇%未満のところだけを調査対象として、そして日銀短観のアンケートを取つて、あと地方の支店も、リーディングカンパニーというふうに言っていましたけれども、これも多分同じ基準だと思ひますが、そういったところだけを調査対象として日本全体の景気を推し測る、今の状況を推し測るというやり方は本場に適切なものかどうか、福井総裁、どうでしょうか。

○国務大臣(尾身幸次君) 今の全体の、数は少ないわけでありませうけれども、いわゆる大企業、九〇%近い法人所得を得ているということでございます。そして、そこまでの企業が全体として利益をかなり上げていくということは、いわゆる景気がかなり良くなつてきたことの証左であるというふうに考えております。企業部門全体といたしましては、いわゆる設備、雇用、債務の過剰、三つの過剰がほぼ解消し、収益の改善、設備投資の増加などが見られるわけでございます。中小企業の景況につきましても、大企業と比べますとまだ厳しさが見られますが、全体として見れば改善傾向にあると認識をしております。

○参考人(福井俊彦君) 全体、何と申しますか、産業別あるいは企業別、大企業、中小企業等のウエイト別に、バランスの取れた調査をするために短観という形で調査をしております。そのほか、本店及び支店を通じて、個々の地域のリーディング産業あるいはリーディング産業でなくとも特色のある企業について景況感をつぶさにく

○参考人(福井俊彦君) 本店、支店におきまして個々の企業調査は、必ずしも短観対象先ではございません。それも含まれますけれども、より幅広い企業に個々にお伺いしているデータも多いわけでございます。そのほか、幅広い調査として、短観でカバーされていない領域については、中小企業金融公庫の調査、国民金融公庫の調査結果、十分拝借しながら景況感の判断に取り入れております。

家計部門につきましても、失業率、二〇〇二年の五・四%から、本日発表になりました四月の数値、三・八%の失業率へと改善をしているわけでございます。有効求人倍率も一・〇五倍というふうに推移しております。雇用情勢も改善をしております。個人消費の方も持ち直しの兆しが見られるわけでございます。そういう中で、労働市場がタイトになることを通じて賃金の上昇が徐々に実現されてくるであろうと私も期待をしております。

○参考人(福井俊彦君) 全体、何と申しますか、産業別あるいは企業別、大企業、中小企業等のウエイト別に、バランスの取れた調査をするために短観という形で調査をしております。そのほか、本店及び支店を通じて、個々の地域のリーディング産業あるいはリーディング産業でなくとも特色のある企業について景況感をつぶさにく

○参考人(福井俊彦君) 支店、個々の支店で短観以外の企業から調査しているというんですけれども、具体的にどういった調査されているのか、教えていただきたいと思ひます。

○参考人(福井俊彦君) 支店長あるいは調査担当

○参考人(福井俊彦君) 支店長あるいは調査担当

○参考人(福井俊彦君) 支店長あるいは調査担当

の者が個々の企業を訪問して、いろいろ経営の状況についてお伺いしているということでございます。

○富岡由紀夫君 短観の基準に満たない二千万円未満の企業に対してどのぐらいの数調査しているのか、分かれれば教えていただきたいと思ひます。

○参考人(福井俊彦君) 私どもの持つてゐるリソースにも制約がございます。そんなに大きな数ではないと思ひますが、少なくとも短観対象外の企業についてもお伺ひしていると。数は今すぐに明確に分かりません。その数といひましても、相手を常に固定しているわけではありませんが、順次違つた企業を訪問しているという感じでありま。

○富岡由紀夫君 そのウエート付けはどのぐらいで見えてらつしやるんですか、日銀短観企業とそれ未満の調査、資本金の二千万円未満の企業の、対象のウエート付けはどういうふうに。

○参考人(福井俊彦君) ウエートはありまけんけれども、支店長会議のときに各地の支店長から詳細な報告があり、これは本店で、全国的な統計あるいは短観による判断を補うに十分な情報があるに集められてくるということでございます。

○富岡由紀夫君 是非ちよつと、じゃ今言つたような統計というか、判断に使われた、そういう各支店での、二千万円未満の状況については是非後で、後ほどでも結構でございますので、そのデータをちよつだいしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

○参考人(福井俊彦君) 短観のようにまとまつた統計という形になつていないことは今の私の説明でお分かりになられると思ひますが、そういうものでなければ何がしかの情報は差し上げられると思ひます。

○富岡由紀夫君 今お話しただいたように、先ほど、日本全体の法人所得の九割はわずかに上位七・七％の企業で計上しているといつたところでございます。そして、今、日銀さんの短観で企業のいろいろな業績を判断するときに、アンケートを

出すのはわずかに上位八・六％、八・数％のところだけを調査対象として推し測つてゐると。ですから、さつき、くしくも日銀総裁おつしやいましたように、過去でも景気が良かったというふうに判断されているときでも多くの企業が赤字だつたといふことがやつぱり生じてしまふんじゃないかなと私は思つております。景気がいい、いいといふふうには言われても、私どもも地元の中小企業、地域の経済を見ると、決してそんなこと、みんなだれも思つていないというのが実態だと思ひます。

先ほど、峰崎先生からの質問にも関連するんですけれども、今大企業が利益を上げてゐるやり方が私は非常に問題だといふふうに思つております。財務省さんの資料でも、先ほどの何とかドーアさんの資料と全く同じような数字が出ております。二〇〇五年には、二〇〇一年度対比雇用者報酬は三％減つてゐると、しかしながら配当金は一七・七％増えてゐると、役員報酬も八・八％増えてゐると、これは財務省さんのデータでもございまして、これは非常に偏つた利益計上の仕方じゃないかなと思つております。

会社の中でも、株主とか経営者が利益を一杯吸い上げてゐると、従業員はこき使われて利益を、何というか、収益を、給与を下げられてゐる。これが、その会社だけじゃなくて、下請企業、中小企業との間でも全く同じことが行われてゐるんじゃないかと私は思つております。大企業は価格決定権を持つてゐますから、仕事が欲しい下請企業は大企業に従わざるを得ないんですね。そうすると、いろんな下請の発注価格も単価を引き下げられたり、あと原料や材料の仕入価格、これも今たたかたにたたかれております。仕事を取らないと、毎日の仕事を回さないといふ従業員を中小企業は養つていくことができませんから、赤字覚悟で仕事を受注してゐる、赤字覚悟で製品を納入してゐる、これが実態ではないかと思ひます。今の日本全体に非常にこれが、非常に顕著にこの傾向が進んでおりまして、その結果が、わずか七・七％の企業が史上空前の利益を上げてゐると、全体の九

割以上の利益を上げてゐるという状況でございまして、これが本当に好ましい日本の社会の在り方なのかどうか、私は甚だ疑問であります。

こういつた姿が美しい日本の姿と言えるのかどうか、福井総裁、御意見を伺ひたいと思ひます。

○参考人(福井俊彦君) 日本経済は、同時に、非常に厳しい国際競争の中で常に一歩先頭に立つて進むと、これは日本経済が先々までも人々の幸せを確保していくためにどうしてもたどつていかなきゃいけない道と、その間に企業が様々な苦労があると、その相克の中で少しでもいい、パランスの取れた経済を実現していく、多くの人がそこに工夫を注ぐ必要があるということだと思ひます。

○富岡由紀夫君 私が伺ひてゐるのは、大多数の国民の犠牲、大多数の中小企業の犠牲によつて得られた一部大企業の最高収益、これが美しい姿、それによつて得られた国際競争力が美しい日本の姿であると言へるのかどうかということをお伺ひしてございまして、国際競争力、そういう形でのやられ方、在り方について、本当にこれが望ましい、美しい姿なのかどうかということをごめちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(福井俊彦君) グローバル化の中で、やはり日本がきちんとした位置付けを確保していくための多くの方の選択肢、そういう方向に向けられてゐることは現実、幾ら厳しくてもこれは現実の姿だといふふうに思ひます。その中で、やはり現実的に潜在成長能力を幾ばくか上回る安定的な成長軌道に今乗り、かつ、それをより確実なものにしていくという段階にございまして。

つぶさに見ておきますと、大企業だけでなく、やはり少しづつ全国各地の中堅企業、中小企業にも好影響が波及しつつあるという状況でございまして。これを着実に維持していくという姿が、マクロ経済に責任を持たしていただいております日本銀行としては、最も、何といひますか、将来の展望につながる経済運営の進め方ではないかと

いふふうに考えております。

○富岡由紀夫君 今私が問題提起させていただいてゐるのは、その一部の企業が利益を上げるやり方だと私は思つてゐるんです。

昔は、私も銀行でいろいろと仕事させていたでいて、いろんなグループ同士で、共存共栄という言葉がありまして、お互いグループ内で持ちつ持たれつやつていくという意識が非常にあつたといふふうには思つておりますが、今はそのグループの系列も全く度外視して、それこそインターネットとか何かで競争、オープンに入札させて、全く関係ない企業でも単価が安ければそこに発注してしまふというような非常にドライな仕事の契約が進んでゐるというふうには理解しております。こういう姿が本当にいいのかと、私は非常に疑問に思つております。

先ごろフランスで選挙がございましてけれども、そのとき議論の一つとして取り上げられました、エバスの親会社の元CEOが、リストラを一人人以上、自分たちの従業員を一人人以上リストラしているのかかわらず、退職金として十三億円相当ぐらいを受けるといふことが問題になつておりました。従業員の首を切つてリストラをして、そして自分で十億億円も退職金をいただく、もう、こういう形は望ましい姿なのか、フランスでも議論になつたと思ひますが、これに対して福井総裁はどう思ひますか。それも国際競争、グローバル化の中で仕方ないことなんだ、当然のことだといふふうにお考えでしょうか。

○参考人(福井俊彦君) 私は、そういうことをいふとか悪いとか決め付ける立場にはございませぬ。やはりそういうことは、社会の中の価値観をみんなどういふふうに分かち持つてより良き社会をつくるかという国民全体の価値観のシェアの仕方でありまして、みんなで大いに議論して、そのところは将来につながるいい価値観をシェアする方向で努力をするという以外に方法はないんじゃないかといふふうに思ひます。フランスにおきましても、選挙の過程でそ

う議論が相当濃密に行われたということは委員御指摘のとおり私も承知いたしております。

○富岡由紀夫君 私は、やっぱり今国民の議論の中でそういった価値観がよく理解されて議論されてないんじゃないかというふうに思っているんですね。景気が良くなった、一部の企業が良くなったことを受けて日本全体の景気が良くなったというふうな報道をされて、それで良かった良かったというふうな表面的に思っている人がたくさんあるんじゃないかと思うんですけれども、しかしその裏側には今言ったような構造的な大きな問題があるということが本場にみんな理解した上で、今の在り方、グローバル化をいいというふうに私は理解しているとは到底思えておりません。

ですから、こういったことを国民の中にしっかりと明らかにして、本場にそういう姿が望ましい経済社会の在り方なのか、日本の社会の在り方なのか、私はしっかりと議論があると思えます。

今先ほどそういった問題、一部大企業が利益を上げる、それで一部大企業のうち株主そして経営者が莫大な収益を一点集中的に吸い上げる、これの原因はやはり私は、株主の権利が強くなり過ぎているということが大きな原因だと私は思っております。

特に、外国人投資家が日本に最近いろんな形で入ってきております。その中でヘッジファンド等々もあります。敵対的買収という形でそれが現れたり、知らない間に株式が買い上げられて、いつの間にか日本の企業と買ったのが外国人投資家、外国人の所有比率が五〇％を超える状況になってしまったとか、そういったところで、今それぞれ株式防衛対策も含めてそういった当該企業も右往左往しているといった状態だと思いますけれども、こういう在り方が本場に望ましい姿なのか、私は非常に疑問に思っております。株主の権利だけを主張すれば、短期的な収益を上げるためにリストラしなさいよと、そして収益を上げてそれを配当に回せと、株価を上げるためにリストラ

をどんどん遂行して下請のいじめをしなさいよと、従業員もどんどん給料を引き下げなさいよ、こういったことがもう外国人投資家は本面に面切って今言ってきております。

グローバルスタンダード、海外からの投資もどんどん促進しようということで政府もやっておりますけれども、これが野方図に進んでいくと、知らない間に日本人は非常に痛い目に遭って、一生懸命働いてもその収益が外国人投資家にみんな配当金として持っていかれてしまう。こういったことをやっぱり国益の観点からも私は考えないといけないんだと思います。

逆に、グローバルスタンダードの中で日本の企業も海外に行っているという議論もありますけれども、私は、それをアメリカとイギリスと同じようにというやり方を、海外のところまでそういった利益の搾取というか現地の従業員をこき使って搾取るやり方、これは私は決して美しい日本の国の在り方じゃないと思っております。国際競争力、グローバル化といっても、それがすべて正しいという前提で動くのではなくて、日本は何だかんだ言ってもまだ世界第二位の経済大国でございまして、本場に美しい経済活動というのはどういふものなのか、経済発展というものはどういふものなのか、企業の在り方はどういふものなのか、私は、提言していく立場を担ってほしいんじゃないかと私は思っております。

そういった意味で、この行き過ぎた、何というんですか、株主重視の在り方についてどう思いますか。今度、山本金融担当大臣にちよつと御意見を伺いたいと思いますが。

○国務大臣(山本有二君) 先生の御指摘、重要であらうというふうに思っております。グローバル化について肯定論、否定論、両論あることも存じ上げております。ただ、今グローバル化を否定することによるマーケットの縮小、それによる富の分配の、全体としての富のバイ自体が縮小することに対する懸念の方が私は今最も大事なことであらうと思っております。世界経済が

グローバルイズムの中で動いており、また市場規模も二〇〇六年におきます五十兆ドルあるわけでございます。その意味における我が国の金融機能というのは一割に満たないところになってきておるわけでございます。

そうした中で先ほどの従業員給与の指摘でございます。先ほど申し上げましたように、給与はやはり企業を担う従業員の皆さんのものだという従業員所有説も企業議論の中であるわけでございます。その意味におきまして、株式配当のみに重点を置く企業の利益処分の在り方というもののに対する警鐘はもつともなことだろうというふうに思っております。

他方、企業経営は個別でございます。その中におきます従業員給与の格差において、役員になろうというインセンティブ、向上心が働いて企業が繁栄するというような立場を取る人もおれば、また従業員が企業に対する嫌悪感や倦怠感、これによって企業活動の能率を悪くして、やがて企業が倒産するということにもつながる傾向がございます。

両論相まってこれからの方向への一つの一里塚であつてもらいたいと願うばかりでございます。以上でございます。

○富岡由紀夫君 今ちよつといういろいろとグローバル化の中で話が、そういう国際競争力の分野にもお話しさせていただいておりますが、国際的な大きな金融の世界の問題として今ヘッジファンドの問題もあらうかというふうに思っております。

先ほどG8の蔵相会談で尾身財務大臣も出席されたというふうに新聞では報道されておりますけれども、私は、この中でドイツが非常にヘッジファンドの規制に対して熱心に議論されたというふうに向つておりますけれども、それに対して、イギリス、アメリカ等に追いついて日本はやや消極的な対応の発言を議論されたというふうに向つておりますけれども、このヘッジファンドに対する取組についてG8でどういった議論をされたのか、簡単に簡単にちよつとお話いただければと思います。

か、簡単に簡単にちよつとお話いただければと思います。

○国務大臣(尾身幸次君) 先般、G8のボツダムで行われました財務大臣会合であります、首脳会議、サミットの準備会合という意味も含めて行われました。

ヘッジファンドにつきましては、自由経済のメカニズムの促進に貢献をしているというプラス面の評価がありました反面、潜在的なリスクが複雑化して大きな問題を引き起こす可能性があるという共通の問題意識から議論が行われまして、このヘッジファンドに対する規制の在り方につきましては、当初は、主としてドイツから、コード・オブ・コンダクトといいますが、業界による行動規範を作るべきであるというような提案がありました。これにつきましては、実質的な規制強化になるという意見が、私どもだけではなしにアメリカ、イギリス、フランスその他ほとんどほかの国が大部分同じ意見でございましたが、いろいろ議論、相談をいたしまして、最終的には、取引金融機関、いわゆるカウンターパーティーといっておりますが、によりますリスク管理あるいは業界団体による実務慣行の見直しを通じて問題を未然に防止する方向でいくべきであるという点で意見が一致したわけであります。

ヘッジファンドの実態につきましては、今回の会合におきまして、各国、国際機関の金融の専門家の集まりであります金融安定化フォーラムから実態調査の報告がございまして、その報告の中では、ヘッジファンドの取引が拡大する中で、金融機関のリスク管理の強化を通じて金融システム全体のリスクを軽減していること、他方、商品内容が複雑化したことで、特に市場流動性の低い商品のリスク評価が困難になっているという面もあること等が指摘されて、これに基づく提言が行われ、その後の進捗を本年十月のこの金融安定化フォーラムからもう一度報告をしていただくということになりました。

さらに、私の方から、ヘッジファンドの取引の

相手方である金融機関等への資金取引の集中が見られる中で、主な取引の相手方と大臣レベルで非公式な意見交換を行ったかどうかという提案もいたしまして、各国の賛同をいただいたところでございます。

今後とも、ヘッジファンドの問題につきましては適宜適切に議論を行って対応してまいりたいと考えているわけですが、この規制をしないことが消極的だとか後ろ向きであるという考え方はなく、ヘッジファンドの役割を積極的な意味においても評価しつつ、必要な弊害は除去していくというのが大方のコンセンサスであったというふうに考えております。

○富岡由紀夫君 アメリカとかイギリスがヘッジファンドの規制に反対するというのは分かると思うんですね、理解できるんですが。というのは、そういったところはヘッジファンドで逆に攻撃している立場ですから、もうけているところですから、そこはもう規制されちゃ困るという議論になるのは当然だと思います。ドイツは、逆にそれでやられて痛い目に遭っていますから、もつと規制を強化しようということではないかという今更そういう提案をなさったんだと思います。

日本はどうかなんでしょうかね。私はやられているんじゃないかと思うんですけど、何でやられている人が勝っているアメリカとかイギリスに追随しなくちゃいけないのか、私は非常に疑問だと思います。本来であれば、私はこの議論は、山本金融担当大臣にG8に出席していただいて御議論いただいた方が良かったのかなと私は思っています。

○国務大臣(山本有二君) ヘッジファンドについての議論は、アメリカのSECやFRBとも日本は事細かく議論を重ねてきております。規制当局の方から申し上げれば、できるだけ市場の健全性を確保したいという考え方の下に規制に偏りがちな議論が多いわけではございます。ただ、FRBの高官によりまして、やはりプライベートファンドは一般投資家の自由度と同じように完全自由でな

ければならないし、ヘッジファンドにおきましても、システムリスクがない以上市場の中では受け入れていくべきであるという考え方が主であるわけではございません。

そのようなことを考えましたときに、ドイツにおけるG8の尾身大臣の議論というのは大変成果のある議論でございまして、現在の世界的なグローバル化の中のヘッジファンドの存在の在り方についての警鐘が鳴らされたことは非常にいいことであると思います。

また、富岡委員御指摘のように、ドイツにおけるフランクフルト市場におけるヘッジファンドでの買収劇につきましても懸念ということではドイツ特有のものでございまして、また、日本におけるM&Aの企業におけるこの現在の展開についての懸念ということにおきましても日本の特徴であろうと思います。

しかし、今後の道行きを考えましたときには、やはりそこには利用者保護の観点、一般投資家保護の観点があるべきだというのが日本の考え方の第一番でございまして、今後、流動性と効率化というヘッジファンドの大変なメリットを日本型でどう生かしていくかということを探求していきたいと考えております。

○富岡由紀夫君 今、山本大臣おっしゃった利用者保護というのは、投資家という意味です。

○国務大臣(山本有二君) 投資家というより一般投資家です。

○富岡由紀夫君 一般投資家という意味ですね。一般投資家のそういったところはしっかりと支えていかないとけないんですけれども、私が一番懸念しているのは、一般投資家じゃなくて、個別のたくさん資産を持っているごく少数の投資家ですね。例えば、ちよつとこの後、足利銀行のお話もさせていたかと思っておりますが、新生銀行とか、あの長銀がやられたり日債銀がやられたりしたときに、外国のこのファンドを組成されたのは、本当にごく限られた人たちがだけお金を出して、それで莫大な利益を上げて売り逃げて

いつちやつたと。日本の税金も八兆円も新生銀行に使ったり、そして新日債銀のおおぞら銀行でしたか、には五兆円ぐらい使ったりして、もう日本の国民の税金を使つたのにもかかわらず、外国に非常に、何というんですか、おいしい思いだけ、おいしいところだけさらわれてしまったというようにないことがございますけれども、そういうやり方というのはやはりある程度国益という観点から私は規制すべきだと思つていまして、そういうことも踏まえてどういうふうにお考えなのかを教えてくださいたいと思います。

そして、今、足利銀行が秋には受皿が決まると言われておりますけれども、そういったことのないように、是非そういったハゲタカファンド的なところだけには、やっぱり地域経済を考えたときにそういったところに売り渡したときは非常に心配がありますから、そういったことも含めて、今どういうふうにお考えを持っていられしやるのか、金融担当大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(山本有二君) 日本における長銀、日債銀等々における富の喪失というような問題につきましては、これは国家的な問題として取り上げるべきだという先生の御指摘は大変貴重な御意見であろうと思っております。

ヘッジファンドにつきましても、そういった意味で少し拡大して考えていけば、短期的な投資、しかもその投資から投機というふうな流れというものは是非ともこれは食い止めるべきであろうというふうに考えております。しかし、その手法ということになりますれば、今後市場への過度な規制という面との相まつた調和が必要でございまして、研究をしていく必要があると思っております。

また、今後、我が国として考えるべきは、各金融機関の企業収益力の問題も考えていかなければなりません。大体、外資系と言われるインベストメントバンクにおける収益が二〇％を超えていると。日本市場の中でそうした収益を上げられるという面が我が国の特徴でございまして。特に、不良

債権の処理に当たつての時価評価、これが事業計画の将来的な見込みを含んでいないという点に私は今後の課題があるように思つております。

今後、こうしたことを研究しながら、伍して闘える日本の金融体制にしていかなければならないし、またそうしたことにおきまして富岡委員の貴重な御意見ももうだいたいというふうに考えるところでございます。

○富岡由紀夫君 ありがとうございます。

ちよつと時間が迫つておりますので、先ほど福井総裁に質問するのがちよつと漏れてしまいましたので、ちよつと戻つて質問させていただきます。

日銀は、将来のいろんな物価の見通しという予測を非常に重要視されて金融政策運営をされていらつしやるというふうには思つていまして、けれども、先般、OECDのところでもそれに対していろいろと注文というコメントがございまして、新聞によると、日本の日銀は一段の利上げはまだ国内需要に悪影響を及ぼすのでやめた方がいいんじゃないかと。そして、実際の利上げはそういった予測、日銀が重要視しているそういった予測で動くより、デフレが実際に脱却したという結果を見てそれから動くべきだというふうには、日本に対して、日本の日銀に対してそういうコメントをされておりますけれども、これに対して、福井総裁のこれに対する、コメントに対する考えをちよつと、反論というからお考えをお聞かせいただければというふうに思います。

○参考人(福井俊彦君) OECDの方々は日本銀行もいろんな形で対話を続けてきておりまして、基本的な認識に非常に大きなところがあるというふうには思つております。先般のOECDのレポートは表裏的にややそういうふうな形になっておりますけれども、現在各国中央銀行、少なくとも先進国の中央銀行の金融政策の基本的なスタンスというのは、足下の物価だけを見ていて金融政策の責任が全うできると、こういうふう

ている中央銀行は一行もございせん。

やはり先行きの経済をどういうふうになく深く読み、そして将来につながる金融政策をするかという点がむしろ共通のスタンダードポイントになっていると、こういうふうには認識しております。日本銀行の今取っておりますスタンスは、足下の物価を無視するということは一度も申し上げたこととはございせん。現在の物価を更に将来に引き延ばしてどういうパスが想定できるかと、その望ましい蓋然性のシナリオを持つことが出来るのであれば、それを実現できるような金融政策を必要なタイミングでやっていくことでありまして、将来につながる立体的な枠組みという点で御理解をいただかなければならないと、こういうふうには思っています。

○富岡由紀夫君 ちよつと駆け足になつてしまつて大変恐縮なんですけれども、事前に御連絡させていただいておりました財務省の天下り人事について、ちよつとお伺いしたいと思ひます。

東証の自主規制機関の理事長に財務省の元次官の林さんという方が決定されたというふうな新聞では報道されておりますけれども、これは今政府で進めている、公務員制度改革をやっているわけですから、これに逆行するんじゃないかというふうには思つております。まさしく公務員制度改革を骨抜きにしてしまうような内容に私は受け止めたくないので、これについて財務大臣はどういうふうにお考えなのか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(尾身幸次君) 東証の問題、本件につきましては、東京証券取引所が株式会社として自らの御判断で自主規制法人の理事長として適切な人物を選定されたものと考えております。本件に関連して財務省から何らかの関与があったとの御指摘がありますが、そのようなことは行っていないと聞いております。

○富岡由紀夫君 そのほかにも、全国地方銀行協会の会長に元大蔵事務次官の小川さんという方も就任するらしいと。何か今駆け込み的に財務省の

天下りが進められているんじゃないかというふうな新聞では報道をされております。

また、日本政策投資銀行、今日お話ししました、次期総裁、そしてあと新政策金融機関であります、今議論されている株式会社日本政策金融公庫のトップには天下りはしないということではない、いろいろな委員会の中で発言をされておりますけれども、ちよつと心配なのは、株式会社日本政策金融公庫の中身なんですけれども、これは旧JBIICというか、JBIICとか国民生活金融公庫、それぞれ別勘定で管理されるというふうないろいろの説明を受けておりますけれども、その中の全体のトップは天下りはしないと言つていますけれども、そういったJBIICのトップ若しくは国民生活金融公庫のトップに今までと同じように財務省の次官とかそれに準ずるような方がまた天下りするんじゃないかという懸念があるんです、心配しているんですけれども、そういったことはないと、ちよつと考へてよろしいんでしょうか、尾身財務大臣にお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(尾身幸次君) ちよつと誤解があるように思ひますが、私も、適材適所であるというところで、一定の公職にあった者が自動的にそのポストに就くというふうなことは絶対にありませんと、こういうふうな申し上げておるわけではございません。

私も客観的に見ておまして、その経歴が、例えば昔公務員であつたからという人は一切就職をしてはいけないというふうなことは必ずしも言えない。やはり基本的にその組織の代表として適切であるというところをつかさどる方が判断をされて、そのつかさどる方が判断をされて、ある人が、決定権のある人が判断をして適切な結論を出していただくことがいいと私は思つておまして、これについて、何というか、逆に、かつて公務員であつた人をそういうところに一切使うのはいけないというふうな先入観念的に決めるのはどうかというふうな思つております。

ただ、昔このポストに就いていたから自動的に

そこに行くのが当然だというふうな形の考え方は私どもは一切持つておりません。

○富岡由紀夫君 時間になりましたので質問を終わりますけれども、今の適材適所というところ、その林元事務次官は問題だというのは、実際には、証券局に勤めたんですけれども、それはリーフ的な役割で本当に短期間だけやつたということ、本当にそういう証券市場に詳しいのかどうかということが、新聞なんかを見ますと全くそういったところの経験がないんじゃないかと、懸念があつたんです。適材じゃないかなという懸念の下に質問させていただいておることです。ポストがあるから必ずやつたということ、駄目だということじゃなくて、そういう意味合いでございます。

ちよつと、先ほど回答していただかなかつたんですけれども、株式会社日本政策金融公庫のそういった各部門ごとのトップに天下りはしないということを是非言明していただきたいと思います。先ほどちよつと御回答の中でなかつたものですから。その点を確認して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(尾身幸次君) この東京証券取引所の件であります、これについて、それぞれの団体が自らの御判断で決定されるべきものであるというふうな承知しております。

いずれにいたしましても、公務員が再就職をしたことにより行政がゆがめられてはならないというところは当然のことでございます。今後とも厳正かつ公正な行政が行われるよう十分に配意してまいりたいと思つております。

○富岡由紀夫君 済みません、政策金融公庫のトップ人事についてお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(尾身幸次君) 先ほども申し上げましたように、個々の団体等についての人事はそれぞれの責任者が責任を持って決めるべきものでございまして、私どもとしては一定の公職に就いた者が自動的にその職に就くというふうな考え方は

持つておりませんし、これは政府としてそういう考え方を決めているところでございます。

したがいまして、だれがどうのこうのというふうなことを今ここで申し上げるわけにはいかないということだけは御理解をいただきたいと思います。

○富岡由紀夫君 終わります。

○西田実仁君 公明党の西田実仁でございます。

今日は一般調査ということでございまして、最初には、生命保険の名義借り、また架空契約というところにつきましてお聞きしたいと思ひます。

これは、契約者が入つた覚えのない架空契約あるいは名義借り契約といったいわゆる不正契約が見つかつておると、こういう報道がございまして、かく言う私も、随分前ですけれども同じような被害に遭つたことがございまして、もう十数年前でございまして、判も押されて名前も書かれていたということがございまして。

こういうことがどの程度実態として行われているのか、また、当局としての対応をどうお考えになつていらっしゃるのか、まずそこを山本大臣にお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(山本有二君) 西田委員御指摘のような報道がございました。

個別会社に関する事柄は差し控えていただきますが、一般論として申し上げれば、いわゆる名義借りとして考えられる具体例を申し上げますと、募集人が営業目標を達成するため、自ら保険料を負担することを条件にして知人等に保険加入を依頼する場合等が挙げられております。

こうした不適切な保険契約の発生防止のために、保険会社に対しまして、金融庁は保険会社向けの総合的な監督指針を定めております。一つは架空契約等を防ぐための保険契約者の本人確認、そして契約の継続状況の常時把握といった対応を求めております。

各保険会社におきましても、契約後の契約者意思の確認や、短期で解約に至つた案件の解約理由

確認等、不適切な契約の防止に努めておられると承知しておりますが、金融庁としましては、引き続き、保険会社に対し、不適切な契約の防止のための体制整備、日々の保険募集活動の適切な管理を求めてまいりたいと考えております。

○西田実仁君 正に、こういう不正はなぜ起きるのか、その不正の温床はどこにあるのかという根本までさかのぼって対応しなければならぬと私は思います。

その不正の温床は、会社にももちろんありますけれども、契約の取付けにかかわる営業体制そのものにやっぱあるのではないかと。そういうことを認識して自主的に営業改革をしているケースも会社によってはあると思います。

もう一度、今、総合的な監督指針のお話もいただきましたけれども、こうした営業体制ということとまで踏み込んだ当局としての指導体制、また、そういう自主的に営業改革をしている事例がもしございましたら、それも含めてお話しただければと思います。

○国務大臣(山本有二君) 現在、生保の保険金の支払漏れにつきまして、本年二月に全社、三十八社に対して報告を求めて、四月に各社より調査の進捗状況等の報告がなされております。

また、遅くも十九年十一月ごろまでに、こうした保険業法違反等に対する調査も併せまして、ただけるように考えるところでございまして、そうした調査の中から、先ほど西田委員御指摘の過度な営業ノルマに対する管理等が健全に行われているかどうか、さらに、営業マンのノルマのみならず経営現場におきまます健全性について担保される方法が取られているかどうか等々を見極めていきたいというように考えているところでございます。

○西田実仁君 是非、信頼関係ということにかかわる大事な問題でございまして、徹底した調査とともに適切な指導もお願いしたいというふうに思います。

続きまして、前回質問させていただいたことに対しての、若干ちよつと分からない点もございましたので、財務省さんにお聞きしたいと思っております。四条公債に関するところでございます。

前回、連合審査の際に、平成十五年、十六年度に多くの特殊法人が独法化した際に、政府の出資金で累積欠損金を償却するという措置がとられたということについてお聞きしました。それが、政府出資金が四条公債の発行によって充てられているということからして、果たしてどうなのかという趣旨の質問をさせていただいたわけでございます。

その際に、四条公債の累積発行額、償還額又は残存額ということについて御質問した際お答えいただきました数字は、昭和四十一年度から平成十九年度までの四条公債累積発行額は二百八十六兆円であったと。そして、その償還額は十九年度末までの見込みで四十五兆円、そして引き算すれば残存額は二百四十一兆円と、こういう数字をお示しいただいたわけでございます。

しかしながら、この残存額における公共事業、また出資金、貸付金、それぞれどれぐらい内訳があるのかという質問にしましては、総合減債制度を取っておる関係から、これはそうした個別の資産の残存額と四条公債の残存額というこの見合いはしていないんだと、全体として総合減債制度ですのうでそうした内訳はない、こういう御答弁でございました。これはまあそうなんだろうなというふうに思うわけでございます。

しかし、財政法の四条を見ると、これは言うまでもなく四条公債発行時点では、公共事業費は幾らか、出資金は幾らか、又は貸付金は幾らかというところは明確になっているわけなんです。毎年発行される予算書にもそのように書いてあるということからしますと、発行時点でのこの内訳というのは分かるんだらうと思うんです。

ですから、発行時点ベースでの累積額がそれぞれどういう内訳になっているのかということについて御答弁いただければと思います。

○政府参考人(松元崇君) お答えいたします。

四条公債の発行でございしますが、最近四年度、平成十四年から平成十七年度末までの累計の新規発行額について見ますと、約三十二兆円というところでございます。

この内訳ということでございますが、その点につきましましては、前回もお答えいたしましたとおり、国債管理の観点からの区分ごとの整理は行っていないということでございますが、仮に十四年度から十七年度までの四年度の累積の発行額、約三十二兆円を区分ごとの公債発行対象経費、これは御指摘でございますように対象経費幾らというのがございますので、この四年度の累計額で案分いたしますと、公共事業に相当する部分が全体の九一%、出資金に相当する部分が全体の八%、貸付金に相当する部分が全体の二%でございします。で、公共事業に相当する発行額は約二十九兆円、出資金に相当する発行額は約二兆円、貸付金に相当する発行額は約四兆円と推計することができるということでございます。

○西田実仁君 そうすると、償却、償還額も前回累積でお示しいただきましたけれども、今の比率で大体償却しているということも基本的には考えればよろしいんでしょうか。

○政府参考人(松元崇君) お答えいたします。ただいまの御答弁で、貸付金に相当する発行額約四兆円と申しましたが、約〇・四兆円の間違いでございます。その点、まず訂正させていただきます。

その上で、この差額のところが減価償却部分かという点でございしますが、減価償却分、当然その分については入っておりますかということでございますが、減価償却につきましては、国の資産の管理という観点から、これは国の資産に属します財務書類の方で減価償却については行わせていただいております。ただ、この部分が正確にどういった額になっておるかというところは、公債発行対象経費でございしても、補助金という形で地方の方に参っております部分もございします。そういった点に御

留意いただければと存じます。

○西田実仁君 前回御答弁いただいたときに、ちよつと一つ分からないのは、大臣の方からこのいわゆる特殊法人から機構を独法化したときの出資金による償却ということですが、大臣の御答弁では、出資金見合いの支出が有形無形の資産として残り、将来国民がその利益を享受し得るということから公債発行対象経費としているわけでございます。ただ、現実には、ということ、例えば福祉の施設等の法人については、独立行政法人にするときにその辺をきちつと整理して引き継ぎませんと、実態に合わないものが残ってくるということでありましたので、国会の議決もいたしながらその整理をさせていただいたと、こういうことでございますという御答弁をいただきました。おっしゃるとおり、国会で議決をして個別法によってその旨が記されているということだと思ひます。

この御答弁を素直に読むと、出資金に見合う資産は、独法に移行の際、償却して残っていないということをお答弁されたらうというふうに思ふんです。一方で、松元次長は、私の質問に対して最後に、四条公債の残高と個別資産の対応関係は分からないが、全体として四条公債の残高に見合った資産価値を有しているものと考えていると答弁をなさっておられます。

これは、今財務大臣がおっしゃった御答弁と次長がおっしゃった御答弁とはやや矛盾があるんじゃないかと思うんですけれども、大臣、いかがでございましょうか。

○政府参考人(松元崇君) この四条公債におきまして発行対象経費にいたしたことと独立行政法人にいたします際に各個別法に基づきまして資産といたしまして償却をいたしたことの関係でございますが、この四条公債に対象といたしておりますのは、国全体として資産性が認められるかということでございます。したがって、研究開発、それぞれの研究開発法人が行っておりますそういった研究開発、なかなか民間では行い得ないも

のである、その成果は将来にわたり国民に有形無形の資産として残り我が国の経済社会の発展に寄与する、そういった意味で後年度の負担にしてもそこは許される四条公債発行対象ではないかというところで、従来四条公債の発行対象経費としておつたということでございますが、個別の法人ということで見てまいりますと、そこは個別の法人の資産として残っているわけではない、むしろ損金として処理されておつた、そういった欠損金が累積されてきていたというのが実情でございます。

そういったことから、独立行政法人に改められます際に、そういったことはこの民間企業会計と同じ考え方ではなくて民間企業会計と同じ考え方です、これは総務省の方でお作りいただいておりますが、この独立行政法人の会計基準はできるだけそういった民間企業会計と合わせたような形でという御議論ございました。それに合わせていくということになりますと、分かりにくいのではないかと、そういった御指摘がございました。そういった御指摘も受けまして、それぞれの個別法に置かれた資産、債務の承継規定に基づきましてそういった対応がなされたということでございます。

○西田実仁君 よく分かりにくいのは、次長がおっしゃっている公共事業費、出資金、貸付金の区分ごとの経理は行っていないと、個別の資産の残存価値という考え方は取っていないというふうな再三おっしゃっておられますよね。そういう御答弁がある一方で、全体としては四条公債に見合った資産価値を有しているというふうに言われているわけですね。区分ごとの経理をしていない、なぜ全体として資産価値を有していると言えるのか、そこがよく分からないんです。

○政府参考人(松元崇君) お答えいたします。繰り返しになりますが、区分ごとの経理と全体として資産価値を有しているということにつきましては、これは研究開発につ

きまして個別の法人の資産としてはそこは存在しないと、減価していくという形になります。その正に民間の研究所では行い得ないような国の将来にわたってその効果が現れてくるような経済社会の発展に寄与するような形で社会全体に寄与している、そういった形で国民全体の資産として残っているという考え方に基いてこの四条公債の発行対象にしたということでございます。

四条公債の発行対象といたしましては、この出資金のほかにも貸付金あるいは公共事業といったものがございまして、これらにつきましては、全体としてこの四条公債見合い資産の平均的な効用発揮期間を六十年という形で設定させていただいております。

〔委員長退席、理事峰崎直樹君着席〕

これはそれぞれの、個別に言いますれば、この公共事業にしましても、いろんなものにつきまして償却期間というのは議論はあろうかと思っておりますが、この六十年ということを設定いたしました時点におきまして、全体の平均的なところを取つてそういった形にしておる、そういった形で六十年という償還期間が設定されておりますので、そういった六十年を通じて全体として償還を回つていく、これを総合減価制度というところで私も呼んでおりますが、この総合減価制度を採用しているということから個別に区分は行っていないということでございます。

○西田実仁君 前回もちよつとお聞きしましたけれども、総合減価制度そのものは理解しますが、全体として国民の資産に残しているという御答弁なんです、それが目に見えにくいというお非常に分かりにくいところだと思うんですね。

四条公債が充てられるのは公共事業のほかに貸付金、出資金があるわけですが、出資金については、これはかなり古い御答弁ですけれども、昭和四十二年の参議院における予算委員会でも、当時の水田大臣が御答弁されておられますけれども、この出資金また貸付金というものはもう恒久

財産であつて永久に効果を発揮するというふうな答弁されているわけですね。ですから、出資金については償却をするという考え方はそもそも取つていないというのが旧大蔵省としてのお立場ではないかと思うんですが、いかがでございますでしょうか。

○政府参考人(松元崇君) お答えいたします。

出資金につきましては大蔵省としての考え方というところでございまして、総合減価制度という観点から、国債管理の観点から申しますと、これは公債発行対象経費として六十年で償還されていくということでございます、それにつきましては公共事業あるいは貸付金、そういったことと区別はしておらないということでございます。

他方、国の資産管理という観点、国債管理ということとまた別に国民の財産としての国の資産管理、これをどうしていくかということにつきましては、これは近時、企業会計の考え方を活用して、正に国民に分かりやすく示していく必要があるということ、国の資産や負債等の財務状況を開示することから、これを平成十四年からだつたと存じますが、国の財務書類ということでこの決算を作成、公表してきているところでございます。

この国の財務書類の考え方につきましては、民間企業会計の考え方にできるだけ倣うということから、出資金につきましてもその純資産が毀損している場合につきましては、これは約三割毀損しているといったような場合につきましては強制評価減という考え方、これが企業会計にございまして、強制評価減という考え方を取つていくことにいたしております、この国の資産管理につきましては、現在はそのような考え方をしておるというところでございます。

○西田実仁君 ということは、そういう国の資産管理ということで考え方を変えたということ、この水田大臣の答弁は恒久資産であるということ、で、そういう意味では償却はしないという考え方だと思ひますので、変えられたんだろうというふう

うに理解いたします。

それで、残り時間ないので、外為特会のことについてちよつとお聞きしたいと思ひますけれども、これにつきましても、特に積立金がなぜ必要なのかということをお前、三月にお聞きさせていだきました。その際には、積立金は、将来、国内金利が高くなり海外金利との逆転が起きる、歳入不足に外為特会が陥るかもしれないと、あるいは、保有する外貨資産について円高に伴い発生する評価損見合いの役割をしているというのが次長がお答えいただいたことでございましたし、また篠原局長からは、同じような趣旨で、外為特会の金利変動あるいは為替変動のリスクを吸収して通貨当局の信認を確保するという観点から積み立て

ているという御答弁でございました。それは正にそのとおりで、円相場と米国の国債価格の変動率が大きいことを勘案すると、利益を計上して将来のリスクに備えた価格変動準備的な資金は必要であらうというふうに思ひます。

お手元に資料として配らせていただいたものを見ていただきますと、二枚つづりになっておりまして、表一の方は外為特会における貸借対照表を九一年から二〇〇七年までのものを並べたものでございまして、表二の方は同じく外為特会の損益計算書でございます。

損益計算書の方から見ていただきますと、今言われているところの積立金というのは、じやどのぐらいあるのかということになりますと、一番下でございまして、最近年度の剰余金処分というところを見ていただきますと、一番右側、積立金積立額というのが、これが本来的な意味での積立金であらうというふうに思ひます。幅としては二千億から二兆二千億という幅になってございまして、その左の項目を見ていただくと、一般会計歳入への繰入れというのが一兆から二兆円弱ぐらいございまして、合わせたものが当然剰余金というふうになっているわけでございます。

しからば、この剰余金はどこから出てくるのかというと、その上の段、本年度利益というところ

から発生しているわけであり。その本年度利益は歳入と歳出の差であるという事は言うまでもございません。

〔理事峰崎直樹君退席、委員長着席〕

ここで、まず、技術的なお話で恐縮ですが、その前の貸借対照表に移つていただきますと、外国為替の評価損益というのが借方の上のところでございます。これが評価損として、繰損も出ておりますけれども、貸借対照表にはそうした評価損益というものが別項目として貸借対照表に計上されてございます。しかし、この評価損益は期間処理はされていません。

本年度利益には、先ほど申し上げましたとおり、この貸借対照表に出ていた評価損益は別項目として置いておいて、それで歳入歳出の差額を本年度利益として、言わば利益やだということだと思ひますけれども、計上されている。こうした処分はなぜなされておられるのでしょうか。

○政府参考人(篠原尚之君) お答え申し上げます。

ただいま委員からお話ございましたように、外為特会の保有外貨資産につきましては、為替の変動による評価損益を貸借対照表の上では外国為替等評価損益ということで計上しておりますが、損益計算書には反映しておりません。これは、外国為替資金特別会計の場合は、他の国の会計と同様でございますが、現金主義を採用しておりますために、言わば現金の過不足を生じない未実現の損益を損益として計上していないということであるからでございます。

一方、御承知のように、民間の企業会計の慣行を参考といたしました財務書類をここ数年公表してきております。この財務書類の中では、外国為替相場の変動による評価損益を貸借対照表だけではなくて、各会計の業務費用及び財源を明らかにしました資産・負債差額の増減の計算書という名前前で為替換算差額の項目で公表しているところがございます。

○西田実仁君 ちよつと時間がないのでとんとん

お聞かせいただきたいと思いますが、先ほど、冒頭、冒頭というこの質問の項目で最初申し上げましたとおり、いわゆる本年度利益の処分状況を見ていただきますと、一般会計歳入への繰入れが一兆から二兆円なのに対して、本来的な意味での価格変動準備金たる積立金積立額は二億円から二兆円強という幅になっているわけでございます。

本年度利益の半分は一般会計への繰入れになっているわけですが、一般会計への繰入れが優先し、いわゆる価格変動準備金はその残額が積み立てられているというふうにも見えるわけですが、この点いかがでございますでしょうか。

○政府参考人(篠原尚之君) お答え申し上げます。

ただいま先生からお話ございましたように、外国為替資金特別会計は、言わば為替相場の急激な変動の際に必要な為替介入を行うというために設けられている会計でございます。したがって、外為特会の健全な運用の確保の観点というのが非常に重要でございます。

それとともに、やはり一般会計の厳しい財政状況を勘案いたしまして、行革推進法でも、相当と認められる金額を一般会計に繰り入れないという規定がございます。

こうした二つの観点を勘案いたしまして、外為特会の決算上の剰余金の一部を一般会計に繰り入れるということにしているところでございます。

○西田実仁君 それはそうだとしまして、貸借対照表を見ていただきますと、ではこの積立金が本当に価格変動準備金たり得るのか、今の御説明、たり得るのかというところで貸借対照表を見ていただきますと、積立金というのには、貸方のところ

にございまして、この積立金の細目を見ますと、積立金は全額が財政融資資金預託金になっているわけでございます。しかも、ほとんどが約定期間七年以上になっているわけなんです。

そういう意味では、価格変動に備えるという意味で非常時に取り崩せる性格の代物ではない、そういう意味では価格変動の準備に備えられないの

ではないかと、準備にならないのではないかと、うふうにも見えるわけですが、この点はいかがでございますでしょうか。

○政府参考人(篠原尚之君) 外為特会の積立金で

ございますけれども、その積立ての重要な目的というのは、保有する外貨資産につきまして円高に伴い生ずる評価損の見合いという役割を持っているわけでございます。そういった見合いの資産を持つことによつて特別会計の健全性を保つ、それがひいては非常時、為替が急激に変動したときに通貨当局として適切な行動が取れるという市場の信頼にとつて重要なことであるというふうに考えているわけでございます。

評価損自体は、これは為替の変動に基づいて発生するものではございますけれども、直ちに現金の必要が生じるというものではございません。したがって、片や積立金を積み立てるといふことによつて特別会計としての信頼性を確保する必要があるというふうに考えているところでございます。

○西田実仁君 直ちに必要でないから預託金七年以上のものが多くても構わないという御答弁ですね。

○政府参考人(篠原尚之君) 積立金は約定期間満七年以上のもの、約定期間七年以上のものがございまして、確かに急に急にお金が必要になるといふ形の性格の資金ではないということとは事実でございます。

○西田実仁君 それで、そういう七年以上のものが過半を占めている、大半を占めているということだと思います。

最後ですけれども、これはもう既に国会で承認をしていることなので、国会のガバナンスということでやや反省も込めて申し上げれば、この貸方の外国為替資金証券、いわゆる為券の発行額の限度額が今年度は四十兆円増になっているわけでございます。過去最大の市場介入がどのぐらいだったかというところと多分三十兆円ぐらいだということ

思いますので、それを上回るような巨額の為券発行というところが、外準はすべてが借金であるということと見合ひしようから、これが果たして真の外貨準備運用になるのかどうかというような疑問もや持つておりまして、最後、大臣にそのことを、なぜ四十兆円もの巨額の為券発行になったのかということをお聞かせいただいて、終わりたいと思います。

○国務大臣(尾身幸次君) 我が国の為替介入は、市場に過度の変動や無秩序な動きがあり、経済活動に大きな悪影響があると判断された場合に実施してきているところでございます。

このような観点から、今後の為替市場のいかなる動向に対しても引き続き十分な余裕を持つて機動的に対応できるよう、円資金調達面においてもあらかじめ万全の体制を整えておくことが為替市場の安定的な推移に資するものであるというふうに期待されております。そのことから、外為特会の借入金金の限度額を十六年度予算におきまして四十兆円に引き上げたところでございます。

なお、借入金限度額は、あくまで今後の為替相場におけるいかなる動きに対しても機動的に対応できるように借入金金の上限を定めるものでございまして、こうした限度額まで必ず借入れを行うということをご予定しているものではないと考えております。

○西田実仁君 終わります。

○大門実紀史君 大門でございます。

新保険業法の施行に伴つて、自主共済がどうなっていくのかということが今大変な事態になっております。衆議院では自民党も民主党も質問をされまして、民主党では今議員立法も準備されているというふうな党派を超えた問題になってきております。

この問題、金融庁と法案審議の段階から、最初から議論してきた人間として、幾つか本質的なところを質問したいというふうに思います。

まず最初に教えていただきたいんですけど、この共済、今回の適用に伴つていろんな団体が、団体の

数がどれぐらいあつて、届出申請あるいは解散、廃業という状況の数字をまず教えていただけますか。

○政府参考人(佐藤隆文君) いわゆる特定保険業者の届出でございますが、平成十八年九月末が期限でございます。この際には三百八十九の業者がこの届出を行つておりまして、このうちおおよね四二%に当たる百六十五の業者が廃業を予定しているというふうに申し出ていますというところでございます。

○大門実紀史君 この問題は、与謝野大臣も山本大臣も個別には配慮をしないと、いろいろ丁寧に相談に乗りますということで、実際私も幾つかの団体の対応について金融庁に御相談をしておりますので、大変親切に対応してもらつてるところで、幾つか調整中のところがございます。

ただ、全体の数字を今聞きますと、四二%、百六十五の共済団体が廃業ということですから、少額短期という方法もあるわけですから、いろいろなその相談に乗る、配慮をしてみたらうということがあつたにもかかわらず、結果としてどうして四二%も廃業ということになつたのか、なぜこんな事態になつてくるのか、大臣として今どうお考えか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(山本有二君) 経過措置期間内の特定保険業者の皆さんは、保険会社又は少額短期保険業者となることを断念した場合次のような対応が求められておりまして、平成二十年四月以降、保険の新規引受けが禁止されてしまふ。その後、二十一年三月末までに他の保険会社又は少額短期保険業者との契約によりまして、保険契約の移転又は業務及び財産の管理の委託を行うことが義務付けられるわけでございます。当該期間内に対応できないやむを得ない事由がある場合は、期間延長の承認を受けた上で、移転等の対応を引き続き行うことが義務付けられるわけでございます。

特定保険業者の廃業と申しますのは、当局の事前承認が必要でございますして、廃業が承認される

ためには以上の対応を経て保険契約の保険会社等への移転等がしっかりと行なわれることが求められるわけでございます。このため、廃業に伴つて直ちに契約が打ち切られたり、契約の清算等が行われることはありませんけれども、いずれにしましても、特定保険業者の廃業に当たりましては、保険契約者の不利益とならないよう留意してまいるのでございます。

また、先生御指摘の四割という数字、また百六十五業者という数字、これが先ほど申しましたように、直ちに今契約しているものがなくなるといふわけではございませんし、その意味では今後なお検討いただけるものというふうに期待しておるところでございます。

○大門実紀史君 確かにまだいろいろ確定しておりますけれども、いずれにせよ、今四割のところは廃業の方向ということは大変な事態だといふふうに思います。

これには小さな団体の負担の問題もありますけれども、私、そもそもこの適用除外の決めに問題があつたのではないかと今ふいに思います。流れ振り返りますと、これは共済事業者でもいろんなこと起きる、マルチ商法も含めてですね。いろんなことがあつて、国民生活センターにも被害が増えて、自主的にやつてきたところも破綻をする可能性も出てくるとか、様々な問題があつて、契約者保護の観点からこういう共済にも保険業法を適用しようということになつて、我が党も契約者保護と消費者保護という流れの中でこの法案には趣旨を賛成したわけですから。

今、中には法改正なんかなくともそういう悪質業者は摘発できるんだということをおっしゃる学者の方もいらつしやいますけれども、私は違つと。それは刑事上の詐欺罪とか、それは違つても、行政上やつぱりきつとした契約者保護を整えるという点では必要な法案だといふふうに思うわけです。

それは変わりませんが、ただ同時に、我が党は、その法案審議の段階から、自主的、健全に

やつている相互扶助の共済が現にあると。こういうところに一律の規制を掛けるべきではないといふことで、もう法案が審議されている最中から議論をしてきたところでございまして、その法案審議の段階でも十分そのことは配慮していると、考えているという答弁が何度もされて、三國谷さんが何度もその後も答弁をされているように、要するに、三國谷さんの言い方によりまして、共済を運営している団体が高い自治性を有していると、つまり高い自治性があるということと、万一破綻しても自分で処理できると、つまり自己処理能力ですね、さらには同質性が高い、つまり契約者の特定性がはつきりしていると、こういう団体が適用除外にしていこうという方向で大体みんなが合意をしていたのがあの段階だったといふふうに思います。

問題は、法案が成立した後、その前後ですけれども、私もそれをどうやって決めるのかといふところで、当時金融庁の担当者にも私の部屋に来てもらつて議論を、相当議論をいたしました。要するに、どう線を引くかということですね、それで基準はどうするか。

金融庁の担当者も当時非常に努力していろいろ考へてはくれたんですけども、しよせん私は役人さんだつたのと、残念だつたと思うのは、論理の飛躍が起きるわけです。論理が飛躍しちゃうわけですね。それは先ほど言いました高い自治性、自己処理能力、契約者の特定性を担保する物差しを考へ抜くんじゃなくて、そこで思考を停止しちゃつて、それを担保するものとしてどういふわけが既存の法制度に位置付けられている団体といふことに限つてしまつた。ここに今いろいろな問題を引き起こしている根本があるといふふうに思います。

言つてしまへば、自治性、自己処理能力、契約者の特定性、三拍子そろつている団体でも根拠法を持たない団体は現にあるわけですね。ところが、金融庁がそこに限定したために適用除外にならなかつたといふことでございます。

逆に言えば、私も労働組合出身で自ら共済事業にかかわり、新しい共済事業もつくつた経験がございますけれども。別にですね、既存の法律に定められている団体、労働組合にしろ公務員にしろいろいろなのがありますけれども、別にその法律の中には先ほど言いました共済事業における自治性とか自己処理能力とか契約者の特定性などは何も規定がされておられません。金融庁が勝手に、その法律に入つていけばそういうものが担保されると勝手に決めただけで、逆に言えば、法律の方ではそんなことも何も担保する仕組みになつておりません。したがつて、それぞれの法律はせいぜい共済事業ができませんぐらいのことしか書いていないわけですね。にもかかわらず、金融庁は、既存の法律に位置付けられていけば、先ほど言つた三つの物差しが担保されるんだといふふうにしちやつたわけですね。

これは法制度からいふと論理の矛盾があつたと思います。そこに、何といふか、今回の問題を引き起こしているいろんな大本があるといふふうに思います。大臣は法律の専門家でございますから、その辺いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(山本有二君) 御指摘の昨年施行されました改正保険業法におきまして、保険契約者を保護し、事業者の健全な運営を確保する観点から、保険契約の相手方が特定か不特定か、営利か非営利かにかかわらず、およそ保険の引受けを行う者を広く必要な規制の対象としたところでございます。

他方、構成員の自治のみによる監督にゆだねて自己責任を問ふことが可能であることが法令上、社会通念上、明らかな団体につきましては、団体の法的位置付けや外延と高い自治性が明確であることを条件に例外的に適用除外としたところでございます。

今回の改正で新たに保険業法が適用されることとなる団体の中に、長年にわたり有意義な活動を行つてこられたところが多くあることはよく承知しております。保険契約者等の保護のための法改

正でございまして、御理解を願いたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、金融庁といたしましては、こうした団体ができる限り共済事業を継続できるように、各共済の実情や問題点をよくお伺いしながら引き続き細かくかつ真摯に相談に乗ってまいりたいと思っております。

先生御指摘のように、オーダーメイドでそれぞれの団体に応じた制度を構築するということが可能であればそうしたわけでございまして、アプローチとして、こうした少額短期というシンブルな保険形態を設けてできるだけそうした人たちに御利用いただくというアプローチ、そして先ほど申し上げました制度共済のほか、団体共済について既存の保険会社への移行等々で賄い切れない部分について更に検討しなければならぬというように考えるところでございしますが、なおまた、施行後一年でございしますので、この法律の運用等、あるいはその民間団体や共済団体についてのこれからの行動等を見極めながら慎重に判断していきたいというように考えております。

○大門実紀史君 もう大臣、その答弁書を読まなくて、私の聞いていることをそのまま答えてもらいたいです。私が言っているのは、もう簡単な話なんです。要するに、どういう物差しを決めようかというときに、金融庁は既存の法律にある根拠のある団体しようとして決められた。言ってみれば、その前からずっと私と一緒に議論してきたわけです。

要するに、先ほど言った三つの基準を満たすようなものが、ただ満たすといっても任意に決められませんか、それを客観的な物差しとして示すようなものがほかにあれば、それがつくれば、別に既存の法律を持つてこなくてもよかったんじゃないかと。つまり、その客観的な物差しがほかにあれば別な話ではないかと。基本的にはそういう話じゃないかと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(山本有二君) その客観的な物差しで

区分し、利用者保護が完全にできるというように考える具体案をお示しいただいて、それをともに検討するという作業が、政府の中で始める以前に各政党同士で始めていただくという手法が今後健全な保険のありようを決めていくのではないかと、いうようにまずは思います。

そして、私もこの経過についてつづぎに全部承知しているわけではございませんが、各無認可共済における不適切な事例、あるいは犯罪的事例というものが多発する中で、今後どういう形で国民の消費者保護の観点を全うしていくかという点においては、この方法が考えられる当時の最大限のものであるというように私の方は受け止めておりますので、そうしたことを含めて、今後改正点があるならば、先ほどのように、先生の、基準に合わせていくというようなことのもう一つ先の具体例、こういったものをちやうだいでできれば有り難いと思っております。

○大門実紀史君 じゃ、私がその物差しをお示したら、それは研究していただけますか。

○国務大臣(山本有二君) まずは私個人で研究していきたいというように思っています。

○大門実紀史君 じゃ、お示しをしていきたいと思ひます。

いづれにせよ、金融庁としても、申し上げたいのは、もうここまで、与党の中でも何とかしろよという話になって、大問題になってきているわけですから、そもそものその物差しのところで私だけじゃなくていろんな方の知恵も集めて研究をしてほしいと、もうこれですべて決まりで何とかやれというんじやなくて、ここまで大問題になっていますから、そういう物差しについての研究を続けてほしいと、それだけお聞きすれば、後、私も提案したいと思ひますので、最後に一言、それだけお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(山本有二君) 研究をしてまいりたいと思ひております。

○大門実紀史君 終わります。

○委員長(家西悟君) 本日の調査はこの程度にと

どめ、これにて散会いたします。
午後零時六分散会

五月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願(第八九九号)(第九〇〇号)(第九〇一号)(第九〇二号)(第九〇三号)(第九〇四号)(第九〇五号)(第九〇六号)(第九〇七号)

第八九九号 平成十九年四月二十日受理

庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願者 山梨県韮崎市旭町上條北割二、〇九五 渡辺吉基 外二千九百二十五名

請願者 山梨県韮崎市旭町上條北割二、〇九五 渡辺吉基 外二千九百二十五名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第九〇〇号 平成十九年四月二十日受理

庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願者 兵庫県明石市相生町一ノ一〇ノ三六 本田由美子 外二千九百二十五名

請願者 兵庫県明石市相生町一ノ一〇ノ三六 本田由美子 外二千九百二十五名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第九〇一号 平成十九年四月二十日受理

庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願者 東京都町田市金井町一、九〇二ノ一 大久保高子 外二千九百二十五名

請願者 東京都町田市金井町一、九〇二ノ一 大久保高子 外二千九百二十五名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第九〇二号 平成十九年四月二十日受理

庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願者 山形市飯塚町七七〇ノ三四 伊藤 英子 外二千九百二十五名

請願者 山形市飯塚町七七〇ノ三四 伊藤 英子 外二千九百二十五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第九〇三号 平成十九年四月二十日受理

庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願者 千葉県柏市中央二ノ六ノ一三 中 内京子 外二千九百二十五名

請願者 千葉県柏市中央二ノ六ノ一三 中 内京子 外二千九百二十五名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第九〇四号 平成十九年四月二十日受理

庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願者 兵庫県丹波市市島町上田一九二ノ二 坂東美由紀 外二千九百二十五名

請願者 兵庫県丹波市市島町上田一九二ノ二 坂東美由紀 外二千九百二十五名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第九〇五号 平成十九年四月二十日受理

庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願者 埼玉県入間郡三芳町北永井九九四ノ五六 村田和 外二千九百二十五名

請願者 埼玉県入間郡三芳町北永井九九四ノ五六 村田和 外二千九百二十五名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第九〇六号 平成十九年四月二十日受理

庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願者 広島県呉市広弁天橋町一一ノ二六 小野川ツネコ 外二千九百二十五名

請願者 広島県呉市広弁天橋町一一ノ二六 小野川ツネコ 外二千九百二十五名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第九〇七号 平成十九年四月二十日受理

庶民増税 消費税増税を行わないことに関する請願

請願者 埼玉県入間郡三芳町藤久保四、〇〇ノ九 金子すみ江 外二千九百二十五名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

五月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、格差社会を是正し、命と暮らしを守るための庶民増税の中止に関する請願(第一〇〇六号)

一、税金などでの生存権の保障に関する請願(第一〇〇七号)(第一〇〇八号)(第一〇〇九号)(第一〇一〇号)(第一〇一一号)(第一〇一二号)(第一〇一三号)(第一〇一四号)(第一〇一五号)

一、庶民大増税の反対に関する請願(第一〇一八五号)(第一〇一八六号)(第一〇一八七号)(第一〇一八八号)(第一〇一八九号)(第一〇一九〇号)(第一〇一九一号)(第一〇九二二号)(第一〇九三三号)

一、格差社会を是正し、命と暮らしを守るための庶民増税の中止に関する請願(第一〇九四号)(第一〇九五号)(第一〇九六号)(第一〇九七号)

第一〇〇六号 平成十九年五月八日受理

格差社会を是正し、命と暮らしを守るための庶民増税の中止に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市長沢四ノ三三ノ一六 高橋良子 外六千六十一名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第二一〇七号 平成十九年五月八日受理

税金などでの生存権の保障に関する請願

請願者 名古屋市中区呼続四ノ二ノ一五 加藤幸子 外四百三十名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第一〇〇八号 平成十九年五月八日受理

税金などでの生存権の保障に関する請願

請願者 大阪府城東区関目一ノ八ノ六ノ一、二〇三 十川ヒロ子 外四百三十名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第一〇〇九号 平成十九年五月八日受理

税金などでの生存権の保障に関する請願

請願者 東京都北区豊島五ノ二ノ五〇ノ二 二七 銭谷俊文 外四百三十名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第一〇一〇号 平成十九年五月八日受理

税金などでの生存権の保障に関する請願

請願者 青森市造道一ノ八ノ二 古川ゆかり 外四百三十名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第一〇一一号 平成十九年五月八日受理

税金などでの生存権の保障に関する請願

請願者 川崎市川崎区藤崎一ノ二ノ七 野村月代 外四百三十名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第一〇一二号 平成十九年五月八日受理

税金などでの生存権の保障に関する請願

請願者 大阪府岸和田市吉井町三ノ一五ノ一三 松下達 外四百三十名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第一〇一三号 平成十九年五月八日受理

税金などでの生存権の保障に関する請願

請願者 秋田市飯島長野本町三ノ二三 菅原一郎 外四百三十名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第一〇一四号 平成十九年五月八日受理

税金などでの生存権の保障に関する請願

請願者 広島市南区皆実町五ノ一ノ三三ノ一七 小野隆信 外四百三十名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第一〇一五号 平成十九年五月八日受理

税金などでの生存権の保障に関する請願

請願者 さいたま市大宮区三橋一ノ五六 九 原田宏 外四百三十名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第一〇一八五号 平成十九年五月九日受理

庶民大増税の反対に関する請願

請願者 静岡県伊東市荻五八ノ三五 佐竹幹雄 外二千三百二十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第一〇一八六号 平成十九年五月九日受理

庶民大増税の反対に関する請願

請願者 和歌山市境原二二ノ二 上達行 外二千三百二十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第一〇一八七号 平成十九年五月九日受理

庶民大増税の反対に関する請願

請願者 東京都足立区青井一ノ四ノ一〇 鈴木賢市 外二千三百二十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第一〇一八八号 平成十九年五月九日受理

庶民大増税の反対に関する請願

請願者 埼玉県所沢市御幸町三ノ一二ノ三〇二 尾上清数 外二千三百二十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第一〇一八九号 平成十九年五月九日受理

庶民大増税の反対に関する請願

請願者 川崎市幸区南加瀬五ノ一二ノ二〇二 二 岩要一 外二千三百二十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第一〇一九〇号 平成十九年五月九日受理

庶民大増税の反対に関する請願

請願者 兵庫県たつの市揖保川町黍田六〇ノ三 波多孝 外二千三百二十九名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第一〇一九一号 平成十九年五月九日受理

庶民大増税の反対に関する請願

請願者 さいたま市中央区本町東二ノ一〇九 伊藤恭史 外二千三百二十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第一〇一九二号 平成十九年五月九日受理

庶民大増税の反対に関する請願

庶民大増税の反対に関する請願

請願者 徳島県美馬市脇町字東山一、七二

〇ノ一 高木秀喜 外二千三百二十九名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第一〇九三三号 平成十九年五月九日受理

庶民大増税の反対に関する請願

請願者 埼玉県所沢市北中三ノ一九ノ七

六 神保敏夫 外二千三百二十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第一〇九四四号 平成十九年五月九日受理

格差社会を是正し、命と暮らしを守るための庶民増税の中止に関する請願

請願者 名古屋市中区道明町一五三 東

哲矢 外千八百三十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第一〇九五五号 平成十九年五月九日受理

格差社会を是正し、命と暮らしを守るための庶民増税の中止に関する請願

請願者 福島県郡山市安積町笹川字南向二

二ノ一〇 田村勝 外千八百三十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第一〇九六六号 平成十九年五月九日受理

格差社会を是正し、命と暮らしを守るための庶民増税の中止に関する請願

請願者 高知県室戸市元甲二、七三七 中

村香代 外千八百三十九名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第一〇九七号 平成十九年五月九日受理

格差社会を是正し、命と暮らしを守るための庶民増税の中止に関する請願

請願者 埼玉県川口市東領家二ノ二〇ノ一

四 鈴木一男 外千八百三十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

五月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、株式会社日本政策投資銀行法案

株式会社日本政策投資銀行法案

株式会社日本政策投資銀行法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 業務等(第三条―第二十五条)

第三章 雑則(第二十六条―第二十九条)

第四章 罰則(第三十条―第三十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融资機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社とする。

(商号の使用制限)

第二条 会社でない者は、その商号中に株式会社日本政策投資銀行という文字を使用してはならない。

2 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第六条

第二項の規定は、会社には適用しない。

第二章 業務等

(業務の範囲)

第三条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 預金(譲渡性預金その他政令で定めるものに限る。)の受入れを行うこと。

二 資金の貸付けを行うこと。

三 資金の出資を行うこと。

四 債務の保証を行うこと。

五 有価証券(第七号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第八号において同じ。)の売買

(有価証券関連デリバティブ取引)金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八

条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下この号及び第十一

号において同じ。)に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもつてするものに限る。)を行うこと(第三

号に掲げる業務に該当するものを除く。)

六 有価証券の貸付けを行うこと。

七 金銭債権(譲渡性預金証書その他の財務省令で定める証書をもつて表示されるものを含

む。)の取得又は譲渡を行うこと。

八 特定目的会社が発行する特定社債又は優先

出資証券(資産流動化計画において当該特定社債又は優先出資証券の発行により得られる

金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するもの

に限り、特定社債にあつては、特定短期社債を除く。)その他これらに準ずる有価証券とし

て財務省令で定めるもの(以下この号において「特定社債等」という。)の引受け(売出しの

目的をもつてするものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱いを行うこ

と。

九 短期社債等の取得又は譲渡を行うこと。

十 銀行(銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。)その他政令で定める金融

業を行う者のために資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うこと。

十一 金融商品取引法第二十条に規定するデリバティブ取引(有価証券関連デリバ

ティブ取引に該当するものを除く。)を行うこと(第七号に掲げる業務に該当するものを除

く。)

十二 金融商品取引法第二条第八項第七号に掲

げる行為を行うこと。

十三 金融商品取引法第二条第八項第九号に掲

げる行為を行うこと(募集又は売出しの取扱

いについては、同法第二十八条第一項に規定

する第一種金融商品取引業を行う金融商品取

引業者(同法第二条第九項に規定する金融商

品取引業者をいう。以下同じ。)の委託を受け

て当該金融商品取引業者のために行うものに

限る。)

十四 金融商品取引法第二条第八項第十一号に

掲げる行為を行うこと。

十五 金融商品取引法第二条第八項第十三号に

掲げる行為を行うこと。

十六 金融商品取引法第二条第八項第十五号に

掲げる行為を行うこと。

十七 金融商品取引法第三十三条第二項各号に

掲げる有価証券(当該有価証券が発行されて

いない場合における当該有価証券に表示され

るべき権利を含む。)又は取引について、同項

各号に定める行為を行うこと(第三号、第五

号、第七号から第九号まで、第十一号及び第

十三号に掲げるものを除く。)

十八 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の

分割、株式交換若しくは株式移転に関する相

談に及び、又はこれらに関し仲介を行うこ

と。

十九 他の事業者の経営に関する相談に応じる

こと又は他の事業者の事業に関して必要とな

る調査若しくは情報の提供を行うこと。

二十 金融その他経済に関する調査、研究又は

研修を行うこと。

二十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を

行うこと。

2 会社は、前項の業務を営むほか、財務大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。

3 第一項第五号及び第六号並びに第五項の「有価証券」とは、金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。

4 第一項第五号及び第九号並びに次項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一 社債等の振替に関する法律平成十三年法律第七十五号（第六十六条第一号に規定する短期社債）

二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債

三 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債

四 その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ 各権利の金額が一億円を下回らないこと。

期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

ハ 利息の支払期限を、ロの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

5 第一項第七号に掲げる業務には同号に規定する証券をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第九号に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う業務を含むものとする。

6 第一項第八号の「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」、「特定短期社債」又は「優先出資証券」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項又は第七項から第九項までに規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債、特定短期社債又は優先出資証券をいう。

7 会社が第一項第十号に掲げる業務を営む場合には、銀行法第五十二条の三十六第一項の規定その他同号に規定する政令で定める金融業を行う者に関し適用される同項の規定に相当する規定であつて政令で定めるものは、適用しない。（金融商品取引法の規定の読替え適用等）

第四条 会社についての金融商品取引法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第八項	「協同組織金融機関」という。	「協同組織金融機関」という。、株式会社日本政策投資銀行
第二項第十一項、第二十七條の二十八第三項、第三十三條、第三十三條の二、第三十三條の五第二項、第三十三條の七、第五十八條、第六十六條及び第二百二條第二項各号	協同組織金融機関	協同組織金融機関、株式会社日本政策投資銀行

第三十三條の八第一項

金融機関である場合

金融機関である場合又は株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第 号）第三条第一項第十六号に掲げる業務を行う場合

- 2 会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）以下この項において同じ。、監査役若しくは執行役又は使用人は、財務大臣の認可を受けた場合を除くほか、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）の取締役、会計参与、監査役又は執行役を兼ねてはならない。
- 3 財務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の同意を得なければならない。
- 4 前二項の場合において、財務大臣又は内閣総理大臣は、会社の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれ又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあると認められる場合を除き、第二項の認可又は前項の同意をしなければならない。（日本政策投資銀行債の発行）
- 第五条 会社は、日本政策投資銀行債を発行することができる。
- 2 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百二条の規定は、会社が日本政策投資銀行債を発行する場合には、適用しない。
- 3 会社は、外国を発行地とする日本政策投資銀行債に限り、その社債券（その利札を含む。）以下この項並びに第十三条第三項及び第四項第一号において同じ。）を失った者に対し交付するたに必要があるときは、政令で定めるところにより、日本政策投資銀行債の社債券を発行することができる。（日本政策投資銀行債の発行方法）
- 第六条 日本政策投資銀行債の社債券を発行する場合においては、当該社債券は、無記名式とする。ただし、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。
- 2 会社は、日本政策投資銀行債の社債券を発行する場合には、当該社債券の応募者との間で、当該社債券に係る保護預り契約であつて財務省令・内閣府令で定める事項と内容とするものを締結してはならない。
- 3 会社は、日本政策投資銀行債を発行する場合においては、売出しの方法によることができる。この場合においては、売出期間を定めなければならない。
- 4 会社は、日本政策投資銀行債の社債券を発行する場合には、その券面に次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 会社の商号
- 二 当該社債券に係る社債の金額
- 三 当該社債券に係る日本政策投資銀行債の利率
- 四 当該社債券に係る日本政策投資銀行債の償還の方法及び期限
- 五 当該社債券の番号
- 5 会社は、売出しの方法により日本政策投資銀行債を発行しようとするときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。
- 一 売出期間
- 二 日本政策投資銀行債の総額
- 三 数回に分けて日本政策投資銀行債の払込みをさせるときは、その払込みの金額及び時期
- 四 日本政策投資銀行債発行の価額又はその最低価額

五 社債等の振替に関する法律の規定によりその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる日本政策投資銀行債を発行しようとするときは、同法の適用がある旨

六 前項第一号から第四号までに掲げる事項
六 会社は、日本政策投資銀行債を発行する場合においては、割引の方法によることができる。
(日本政策投資銀行債の消滅時効)

第七條 会社が発行する日本政策投資銀行債の消滅時効は、元本については十五年、利子については五年で完成する。
(通貨及証券模造取締法の準用)

第八條 通貨及証券模造取締法(明治二十八年法律第二十八号)は、会社が発行する日本政策投資銀行債の社債券の模造について準用する。
(預金の受入れ等を開始する場合の特例)

第九條 会社は、第三條第一項第一号に規定する預金の受入れ又は日本政策投資銀行債の発行を開始しようとするときは、あらかじめ、財務大臣の承認を受けなければならない。
2 財務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による協議があった場合において、必要があると認めるときは、財務大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

4 内閣総理大臣は、第二項の規定による協議があった場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、会社に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。
5 会社が第一項の承認を受けた場合における会社が営む業務については、銀行法第四條第一項及び長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第四條第一項の規定は、適用しない。
(銀行法の準用)

第十條 銀行法第十二條の二、第十三條、第十三

第五節 財政金融委員会會議録第十二号 平成十九年五月二十九日【参議院】

条の二、第十三條の四、第十四條、第十四條の二、第二十條、第二十一條、第二十三條及び第五十七條の四(第一号に係る部分に限る。)の規定は、前條第一項の承認を受けた会社について準用する。この場合において、これらの規定(同法第十三條の四後段を除く。)中「内閣総理大臣」とあるのは「財務大臣及び内閣総理大臣」と、「内閣府令」とあるのは「財務省令・内閣府令」と、同法第十三條の四中「第三十八條第一号及び第二号並びに第三十八條の二」とあるのは「第三十八條の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。
2 前項において読み替えて準用する銀行法第十三條の四において読み替えて準用する金融商品取引法の規定の適用については、当該規定中「内閣府令」とあるのは、「財務省令・内閣府令」とする。

3 政府は、第一項において読み替えて準用する銀行法の規定に基づき命令を定めるに当たっては、前條第一項の承認をする時点における会社の資金の貸付けその他の業務の利用者の利益が不当に侵害されないよう、配慮しなければならない。
(事業年度)

第十一條 会社の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。
(株式)

第十二條 会社は、会社法第九十九條第一項に規定する募集株式(第三十四條第四号において「募集株式」という。)若しくは同法第二百三十八條第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。
2 会社は、新株予約権の行使により株式を交付した後、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。
(社債、日本政策投資銀行債及び借入金)

第十三條 会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債(日本政策投資銀行債を除く。以下同じ。)及び日本政策投資銀行債(それぞれ社債等の振替に関する法律第六十六條第一号に規定する短期社債を除く。以下この条及び第十八條において同じ。)の発行並びに借入金(弁済期限が一年を超えるものに限る。以下この条及び第十八條において同じ。)の借入れについて、発行及び借入れの金額、社債及び日本政策投資銀行債並びに借入金の表示通貨その他の社債及び日本政策投資銀行債の発行並びに借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 会社は、社債若しくは日本政策投資銀行債を発行したとき、又は借入金の借入れをしたときは、財務省令で定めるところにより、その旨を遅滞なく財務大臣に届け出なければならない。
3 会社は、外国を発行地とする社債に限り、その社債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、社債券を発行することができる。
4 第一項後段及び第二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 会社法第六百九十九條第二項に規定する除権決定を得た後にされる再発行の請求を受けて、社債の社債券又は日本政策投資銀行債の社債券(次号及び第二十五條第二項において「社債券等」という。)を発行した場合
二 第五條第三項又は前項の規定により社債券等を発行した場合
(受信限度額及び与信限度額)

第十四條 次に掲げるものの合計額は、資本金及び準備金(資本準備金及び利益準備金をいう。以下この条において同じ。)の額の合計額の十四倍に相当する額を超えることとなつてはならない。ただし、社債及び日本政策投資銀行債については、発行済みの旧銀行債券(附則第二十六條の規定による廃止前の日本政策投資銀行法

(平成十一年法律第七十三号。以下「旧政投銀法」という。)第四十三條第一項又は第四項の規定に基づき発行された同條第一項に規定する銀行債券をいう。以下同じ。)、社債又は日本政策投資銀行債の借換えのため必要があるときは、当該借換えを行うために必要な期間内に限り、当該額を超えて発行することができる。
一 預金の現在額
二 借入金の現在額
三 旧政投銀法第四十二條第五項の規定に基づき受け入れた寄託金の現在額
四 旧銀行債券の元本に係る債務の現在額
五 発行した社債及び日本政策投資銀行債の元本に係る債務の現在額
六 いずれの名義をもつてするかを問わず、前各号に掲げるものと同様の経済的性質を有するものの現在額

2 次に掲げるものの合計額は、資本金及び準備金の額並びに前項本文の規定による限度額の合計額を超えることとなつてはならない。
一 資金の貸付け及び譲り受けた債権(第三号に規定する有価証券に係るものを除く。)の現在額
二 保証した債務の現在額
三 取得した有価証券(第三條第三項に規定する有価証券をいい、金融商品取引法第二條第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券(当該有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。)並びに次号の資金の出資に係るものを除く。)の現在額
四 資金の出資の現在額
(代表取締役等の選定等の決議)

第十五條 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解任並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
(取締役の兼職の認可)

第十六條 第四條第二項の規定の適用がある場合

を除くほか、会社の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）は、財務大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならない。

2 財務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が会社の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認められる場合を除き、これを認可しなければならぬ。

（事業計画）

第十七条 会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（償還計画）

第十八条 会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債、日本政策投資銀行債及び借入金金の償還計画を立てて、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（認可対象子会社）

第十九条 会社は、次に掲げる者（第三号、第四号及び第七号に掲げる者にあつては、個人であるものを除く。以下「認可対象子会社」という。）を子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）としようとするときは、あらかじめ、財務大臣の認可を受けなければならない。

一 銀行

二 長期信用銀行（長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行をいう。）

三 金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）

四 貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいい、前号に掲げる者を兼ねることその他財務省令で定める要件に該当するものを除く。）

五 信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五

十四号）第二条第二項に規定する信託会社をいう。）

六 保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）

七 前各号に掲げる者に類するものとして財務省令で定める者

（定款の変更等）

第二十条 会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理を除く）、合併、会社分割及び解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 財務大臣は、前項の認可（合併、会社分割及び解散の決議に係るものに限る。）をしようとするときは、国土交通大臣に協議しなければならない。

（貸借対照表等の提出）

第二十一条 会社は、事業年度ごとに、財務省令で定めるところにより、当該事業年度の中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。）に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びに当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を財務大臣に提出しなければならない。

（財政融資資金の運用に関する特例）

第二十二条 財政融資資金（財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第二条の財政融資資金をいう。以下同じ。）は、同法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が借入れをする場合における会社に対する貸付け（第二十四条において単に「貸付け」という。）に運用することができる。

第二十三条 財政融資資金は、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が発行する社債又は日本政策投資銀行債（次項、次条及び第二十五条第一項において「社債等」という。）に運用することができる。

きる。

2 財政融資資金を社債等又は旧銀行債券に運用する場合においては、社債等及び旧銀行債券の発行残高の十分の五又は会社の一回に発行する社債等の十分の六を超える割合の社債等又は旧銀行債券の引受け、応募又は買入れ（旧銀行債券にあつては、買入れに限る。以下この項において「引受け等」という。）を行つてはならない。

この場合において、財政融資資金により引受け等を行う社債等又は旧銀行債券は、利率、担保、償還の方法、期限その他の条件において、当該引受け等以外の引受け等に係るものとの種類を同じくするものでなければならない。

第二十四条 第二十二条の規定により貸付けに運用される財政融資資金又は前条第一項の規定により社債等に運用される財政融資資金に係る財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）の規定の適用については、会社を財政融資資金法第十条第一項第七号に規定する法人とみなす。

（債務保証）

第二十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、社債等に係る債務について、保証契約をすることができ。

2 政府は、前項の規定によるほか、会社が社債券等を買った者に交付するために会社法第六百九十九条第二項に規定する除権決定を得た後にされる再発行の請求を受けて発行する社債券等又は第五条第三項若しくは第十三条第三項の規定により発行する社債券等に係る債務について、保証契約をすることができ。

第三章 雑則

（監督上の措置）

第二十六条 会社は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 主務大臣は、会社の業務若しくは財産又は会社及びその子会社（会社法第二条第三号に規定

する子会社であつて、認可対象子会社に該当するものに限る。次条第二項及び第五項並びに第三十三条第二項において同じ。）の財産の状況に照らして会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときその他の法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、会社の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して会社の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは会社の財産の供託を命ずることその他業務に関し監督上必要な命令をすることができ。

（報告及び検査）

第二十七条 主務大臣は、会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対して報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときその他この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、会社の子会社若しくは会社からその業務の委託を受けた者（以下この項、第五項及び第三十三条第二項において「受託者」という。）に対して会社の業務の状況に関し参考となるべき報告をさせ、又はその職員に、会社の子会社若しくは受託者の施設に立ち入り、会社の業務の状況に関し参考となるべき業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権

限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 会社の子会社又は受託者は、正当な理由があるときは、第二項の規定による報告又は立入検査を拒むことができる。

(権限の委任)

第二十八条 財務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項又は第二項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第一項又は第二項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について財務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5 会社が第九条第一項の承認を受けた場合には、前各項の規定は、適用しない。

(主務大臣)

第二十九条 この法律における主務大臣は、財務大臣とする。ただし、会社が第九条第一項の承認を受けた場合における次に掲げる事項については、財務大臣及び内閣総理大臣とする。

一 第十条において読み替えて準用する銀行法の規定に関する事項

二 第二十六条第二項の規定による命令(同項に規定する会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときにするものに限る。)に関する事項

三 第二十七条第一項の規定による報告徴収及び立入検査(同項に規定する会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときにするものに限る。)に関する事項

四 第二十七条第二項の規定による報告徴収及び立入検査(同項に規定する会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときにするものに限る。)に関する事項

2 前項ただし書の規定による同項第三号又は第四号に掲げる事項に係る権限は、財務大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

3 次の各号に掲げる大臣は、前項の規定によりその権限を単独で行使用したときは、速やかに、その結果を当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 財務大臣 内閣総理大臣

二 内閣総理大臣 財務大臣

4 第一項ただし書の場合において、第三条第二項中「財務大臣」とあるのは「財務大臣及び内閣総理大臣」と、第十三条第二項中「財務大臣」とあるのは「財務大臣(日本政策投資銀行債の発行に係るものについては、財務大臣及び内閣総理大臣)」と、第二十条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣及び内閣総理大臣」と、第二十一条中「財務省令で定めるところにより、当該事業年度の中間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この条において同じ。)にあつては、財務省令・内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の中間事業年度」と、財務省令(第九条第一項の承認を受けた日の属する事業年度以後の事業年度及び中間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この条において同じ。))にあつては、財務省令・内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の中間事業年度」と、財務省令(第九条第一項の承認を受けた日の属する事業年度以後の事業年度及び中間事業年度にあつては、財務大臣及び内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

5 財務大臣は、第一項ただし書の場合において、第三条第一項第七号又は第八号の財務省令を改正しようとするときは、あらかじめ、内閣

総理大臣の同意を得なければならない。

6 内閣総理大臣は、この法律による権限(前条第一項から第三項までの規定によるものその他政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

7 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は使用人は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十条 会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は使用人が、その職務に関して、賄賂を受取り、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十一条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第三十二条 第三十条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の例に従う。

2 前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第三十三条 第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は使用人は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第二十七条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の子会社又は受託者の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は使用人は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第三条第二項の規定に違反して、業務を営んだとき。

二 第四条第二項又は第十六条第一項の規定に違反して、兼職の認可を受けなかつたとき。

三 第九条第一項の規定に違反して、預金の受入れ又は日本政策投資銀行債の発行を開始したとき。

四 第十二条第一項の規定に違反して、募集株式若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付したとき。

五 第十二条第二項の規定に違反して、株式を交付した旨の届出を行わなかつたとき。

六 第十三条第一項の規定に違反して、基本方針の認可を受けなかつたとき。

七 第十三条第二項の規定に違反して、社債若しくは日本政策投資銀行債を発行した旨又は借入金の借入れをした旨の届出を行わなかつたとき。

八 第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、限度額又は合計額を超えることとなつたとき。

九 第十七条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかつたとき。

十 第十八条の規定に違反して、償還計画の認可を受けなかつたとき。

十一 第十九条の規定に違反して、認可対象子会社を子会社としたとき。

十二 第二十一条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

十三 第二十六条第二項の規定による命令に違反したとき。

第三十五条 第二条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条第一項第五号及び第十一号から第十七号まで、第三項、第四項第二号並びに第五項、第四号、第十号、第十四条第二項第三号、第十九条第三号並びに附則第二十一条の規定、証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

二 第十九条第四号の規定、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

三 附則第二十六条から第六十条まで及び第六十二条から第六十五条までの規定 平成二十年十月一日

(政府保有株式の処分)

第二条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式(次項及び次条において「政府保有株式」という。)について、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前条第三号に定める日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

2 政府は、この法律の施行後政府保有株式の全部を処分するまでの間、会社の有する長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されるよう、政府保有株式の処分の方法に関する事項その他の事項について随時検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(この法律の廃止その他の措置)

第三条 政府は、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置並びに会社の業務及び機能並びに権利及び義務を会社の有する投融資機能に相応する機能の担い手として構築される組織に円滑に承継させるために必要な措置を講ずるものとする。

(準備期間中の業務等の特例)

第四条 会社がその成立の時ににおいて業務を円滑に開始するため、日本政策投資銀行(以下「政投銀」という。)は、準備期間(この法律の施行の日から平成二十年九月三十日までの期間をいう。第五項において同じ。)中、日本政策投資銀行法(附則第二十六条を除き、以下「政投銀法」という。)第四十二条第一項及び第二項に定めるもののほか、長期借入金金の借入れをすることができ

2 政投銀は、この法律の施行の日の属する事業年度にあつては同日以後遅滞なく、平成二十年四月一日に始まる事業年度にあつては同日の前日までに、前項の規定による長期借入金金の借入れについて、借入れの金額及び長期借入金金の表示通貨その他の長期借入金金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 政投銀は、第一項の規定による長期借入金金の借入れをしたときは、財務省令で定めるところにより、その旨を遅滞なく財務大臣に届け出なければならない。

4 第一項の規定による長期借入金金については、政投銀法第四十二条第一項の借入金とみなして、政投銀法第四十四条の規定を適用する。

5 政投銀が、準備期間中に政投銀法第四十二条第二項の規定による短期借入金金の借入れをした場合には、同条第三項の規定については、同項中「当該事業年度内」とあるのは、「一年以内」とする。

6 政投銀が第一項の規定による長期借入金金の借

入れをする場合には、政投銀法第十三条第二項第一号中「この法律、この法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第 号)若しくはこれらの法律に基づく命令」と、政投銀法第四十八条中「この法律及びこれに基づく政令」とあるのは「この法律及び株式会社日本政策投資銀行法並びにこれらの法律に基づく政令」と、政投銀法第四十九条、第五十条第一項及び第五十二条中「この法律」とあるのは「この法律及び株式会社日本政策投資銀行法」と、政投銀法第五十四条第一号及び第二号中「この法律」とあるのは「この法律又は株式会社日本政策投資銀行法」とする。

7 第一項から第四項まで及び前項に規定する「長期借入金」とは、銀行その他の金融機関からの借入金であつて、第五項の規定により読み替えて適用する政投銀法第四十二条第三項に規定する短期借入金以外の借入金をいう。

8 政投銀法第二十二条第一項に規定する中期政策方針であつて平成二十年四月一日を始期とするものについては同項の規定の適用については、同項中「三年間の」とあるのは、「平成十七年四月一日を始期とする」とする。

(設立委員)

第五条 財務大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に關して発起人の職務を行わせる。

(定款)

第六条 設立委員は、定款を作成して、財務大臣の認可を受けなければならない。

(会社の設立に際して発行する株式)

第七条 会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び会社が発行することができ

一 株式の数(会社を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあつては、その種類及び種類ごとの数)
二 株式の払込金額(株式一株と引換えに払い

込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。)

三 資本金及び資本準備金の額に関する事項
2 会社の設立に際して発行する株式については、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、附則第九条の規定により政投銀が会社の設立に際し出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同法第四百四十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第 号)」とする。

(株式の引受け)

第八条 会社の設立に際して発行する株式の総数は、政投銀が引き受けるものとし、設立委員は、これを政投銀に割り当てるものとする。

2 前項の規定により割り当てられた株式による会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使する。

(出資)

第九条 政投銀は、会社の設立に際し、会社に対する、附則第十五条第二項の規定により国が承継する資産を除き、その財産の全部を出資するものとする。

(創立総会)

第十条 会社の設立に係る会社法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第 号)附則第八条第一項の規定による株式の割当後」とする。

(会社の成立)

第十一条 附則第九条の規定により政投銀が行う出資に係る給付は、附則第二十六条の規定の施行の時に行われるものとし、会社は、会社法第四十九条の規定にかかわらず、その時に成立する。

(設立の登記)

第十二条 会社は、会社法第九十一条第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

(政府への無償譲渡)

第十三条 政投銀が出資によって取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

(会社法の適用除外)

第十四条 会社法第三十条及び第二編第一章第三節の規定は、会社の設立については、適用しない。

(政投銀の解散等)

第十五条 政投銀は、会社の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時に於いて会社が承継する。

2 会社の成立の際現に政投銀が有する権利のうち、会社が将来にわたり業務を円滑に遂行する上が必要でない認められる資産は、会社の成立の時に於いて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

4 政投銀の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、政投銀の解散の日の前日に終わるものとする。

5 政投銀の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、旧政投銀法第三十八条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)及び第四十条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)に係る部分を除き、会社が従前の例により行うものとする。この場合において、旧政投銀法第三十八条第一項中「四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期」とに、

とあるのは「並びに」と、「これらの半期及び事業年度」とに作成」とあるのは「作成」と、「当該半期経過後二月以内又は当該事業年度終了後三月以内」とあるのは「平成二十年十二月三十一

日までに」と、旧政投銀法第三十九条中「毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算を平成二十年十一月三十日」と、旧政投銀法第四十条第三項中「翌事業年度の十一月三十日」とあるのは「平成二十一年十一月三十日」とする。

6 政投銀の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る旧政投銀法第四十一条の利益金の処分及び国庫への納付については、会社が従前の例により行うものとする。この場合において、同条第三項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十一年十一月三十日」とする。

7 第一項の規定により政投銀が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(承継される財産の価額)

第十六条 会社が政投銀から承継する資産及び負債(次項において「承継財産」という。)の価額は、評価委員が評価した価額とする。

2 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、会社の成立の日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないと認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。

3 前二項に規定するもののほか、評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第十七条 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する債務に係る旧銀行債券及び利札については、旧政投銀法第四十三条第五項及び第六項の規定は、附則第二十六条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

2 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する債務に係る旧北東債券(旧政投銀法附則第十七条第二号の規定による廃止前の北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号。以

下この項において「旧北東公庫法」という。)第二十七条第一項の規定に基づき発行された北海道東北開発債券をいう。)及び利札については、旧北東公庫法第二十七条第三項及び第四項の規定は、附則第二十六条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

3 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する旧銀行債券に係る債務については旧政投銀法第四十五条第一項又は第三項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該旧銀行債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

4 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する旧政投銀法附則第十七条第一号の規定による廃止前の日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八十八号。以下この項において「旧開銀法」という。)第三十七条の二第一項又は第二項の規定に基づき発行された同条第一項に規定する外貨債券等に係る債務については旧開銀法第三十七条の三第一項又は第二項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該外貨債券等に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

5 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する旧銀行債券に係る債務については国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二條第二項又は第三項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該旧銀行債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約に係る旧銀行債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。

(主務大臣)

第十八条 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する資産(以下この条において「承継資産」という。)の管理についての第二十六条第二項及び第二十七条第一項における主務大臣は、第二十九条第一項の規定にかかわらず、次のと

おりとする。

一 北海道又は東北地方(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。)における政令で定める承継資産の管理については、財務大臣及び国土交通大臣

二 前号に規定する承継資産以外の承継資産の管理については、財務大臣

(事業年度に關する経過措置)

第十九条 会社の最初の事業年度は、第十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、平成二十一年三月三十一日に終わるものとする。

(基本方針等に關する経過措置)

第二十条 会社の最初の事業年度の基本方針、事業計画及び償還計画については、第十三条第一項、第十七条及び第十八条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

2 会社の最初の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書については、第二十一条中「事業年度」とに「とあるのは「会社の成立の日」の属する事業年度に」と、「当該事業年度の中間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。)」に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びに当該事業年度」とあるのは「当該事業年度」とする。

3 会社が第九條第一項の承認を受けた場合における前項の規定の適用については、同項において読み替えて適用する第二十一条中「財務省令」とあるのは「財務省令・内閣府令」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣及び内閣総理大臣」とする。

(登録金融機関業務等に關する特例)

第二十一条 会社は、附則第一条第三号に定める日から起算して三月間当該期間内に金融商品取引法第三十三条の五第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用する同法第五十二条の二第一項の規定により登録金融機関業務(同法第三

十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務をいい、第四条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十三条の八第一項の規定に基づき行われる第三条第一項第十六号に掲げる業務を含む。以下この条において同じ。の廃止を命ぜられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命ぜられた日までの間、は、第四条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十三条の二の規定にかかわらず、登録金融機関業務を行うことができる。会社が当該期間中に同条の登録の申請をした場合において当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

2 前項の規定により会社が登録金融機関業務を行う場合においては、会社を登録金融機関(金融商品取引法第二十一条に規定する登録金融機関をいう。)とみなして、同法(第三十三条の六、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第五十条の二第二項、第五十二条の二第一項第二号及び第三項、第五十四条並びに第六十四条第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第五十二条の二第一項(第二号を除く。)中「第三十三条の二の登録を取り消し」とあるのは「登録金融機関業務の廃止を命じ」と、同法第五十四条の二第一号中「第五十二条第一項又は第五十二条の二第一項の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録若しくは第三十条第一項の認可を取り消し」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第 号)附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用する第五十二条の二第一項の規定により登録金融機関業務の廃止を命じ」と、同法第五十六条第一項中「第十二条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第三項若しくは第五十四条の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を取り消された」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用する第五十二条の二第一項の規定により登録金融機関業務の廃止を命ぜられた」と、同法第九十四条の三第三号中「第五十二条の二第一項の規定による第三十三条の二の登録の取消し」とあり、及び同法第九十四条の四第一項第五号中「第五十二条の二第一項若しくは第三項又は第五十四条の規定による第三十三条の二の登録の取消し」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用する第五十二条の二第一項の規定による登録金融機関業務の廃止の命令」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 会社が前項の規定により読み替えて適用する金融商品取引法第五十二条の二第一項の規定により登録金融機関業務の廃止を命ぜられた場合における同法第三十三条の五第一項第一号の規定の適用については、会社を同法第五十二条の二第一項の規定により同法第三十三条の二の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を同項の規定による同条の登録の取消しの日とみなす。

4 会社は、附則第一条第三号に定める日から起算して一年間は、金融商品取引法第六十四条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせることができる。その者につき当該期間内に同項の登録の申請をした場合において、当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

(登録免許税に係る課税の特例)
第二十二条 附則第十二条の規定により会社が受ける設立の登記及び附則第九条の規定により政投銀が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

2 政投銀が附則第四十八条の規定の施行前に締結した契約に基づき、会社が旧政投銀法第二十条第一項第一号に規定する業務に係る債権で附則第十五条第一項の規定により政投銀から承継したものを担保するために受ける先取特権、質権若しくは抵当権の保存、設定若しくは移転の登記若しくは登録又は動産の譲渡若しくは債権の譲渡の登記に係る登録免許税については、附則第四十八条の規定による改正前の登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の二十二の項の規定は、なおその効力を有する。(法人税に係る課税の特例)

第二十三条 政投銀が会社に対し行う附則第九条の規定による出資(以下この条において「特定現物出資」という。)は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第十二号の十四に規定する適格現物出資とみなして、同法その他法人税に關する法令の規定を適用する。

2 前項の規定により法人税法その他法人税に關する法令の規定の適用を受ける場合の特定現物出資により移転する政投銀の資産及び負債については、附則第十六条第一項の規定により評価委員が評価した価額を帳簿価額とみなす。ただし、貸倒引当金については次項の規定により会社に引き継ぐものとされる金額を帳簿価額とみなし、退職給付引当金その他の政令で定める引当金の金額についてはこれらの帳簿価額を零とする。

3 政投銀の特定現物出資の日の前日の属する事業年度(次項において「最後事業年度」という。)において法人税法第五十二条の規定を適用することとした場合に同条第一項の規定により計算される同項に規定する個別貸倒引当金繰入限度額に達するまでの金額又は同条第二項の規定により計算される同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、同条第七項の規定にかかわらず、会社に引き継ぐものとす。この場合において、会社が引継ぎを受けた金額は、会社の特定現物出資の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 会社は、特定現物出資の日から起算して三月以内に政投銀の最後事業年度の旧政投銀法第三十八条第一項に規定する財務諸表を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(地方税に係る課税の特例)

第二十四条 附則第九条の規定により政投銀が行う出資に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(政令への委任)

第二十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、会社の設立及び政投銀の解散に關し必要な事項その他これらの規定の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

(日本政策投資銀行法の廃止)

第二十六条 日本政策投資銀行法は、廃止する。

(政投銀法の廃止に伴う経過措置)

第二十七条 前条の規定の施行前に旧政投銀法(第十条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2 旧政投銀法附則第十六条第五項及び第六項の規定は、会社が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)第二条第五項の選定事業者に対し行う資金の貸付けについては、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧政投銀法附則第十六条第五項中「日本政策投資銀行」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行」と、第二十条第一項第一号の規定により同法とあるのは「同法」と、同条第六項中「日本政策投資銀行が行う無利子の貸付け(民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第三条に規定する民間都市開発推進機構からの寄託金を財源とするものを除く。）」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行が行う無利子の貸付け」と、「日本政策投

資銀行に対し」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行に対し」とする。

3 前二項に規定するもののほか、政投銀法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十八條 附則第二十六條の規定の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(臨時金利調整法の一部改正)

第二十九條 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中、「無尽会社」を削り、「恩給金庫、庶民金庫、地方農業会、漁業会」を「株式会社日本政策投資銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会」に改め、「中小企業等協同組合法」の下に「昭和二十四年法律第八十一号」を加え、「受入」を「受入れ」に改め、同条第二項中「利廻、無尽掛金の利廻」を「利回り」に、「貸付」を「貸付け」に、「当座貸越」を「当座貸越し」に改める。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律等の一部改正)

第三十條 次に掲げる法律の規定中、日本政策投資銀行を削る。

一 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)第一條

第一項

二 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)第九條第一項

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十一條 前條第一号の規定の施行前に政投銀が有していた同号の規定による改正前の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第二條第一項に規定する債権又は債務の金額につい

ての端数計算については、なお従前の例による。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十二條 附則第三十條第二号の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律(以下この条において「旧予算職員責任法」という。)

第九條第一項、第十條第一項又は第十一條第一項に規定する公庫等予算執行職員、公庫等の現金出納職員又は公庫等の物品管理職員である政投銀の職員が同号の規定の施行前にした行為については、旧予算職員責任法の規定は、同号の規定の施行後も、なおその効力を有する。

(電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金担保に関する法律の一部改正)

第三十三條 電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律(昭和二十五年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

題名中「日本政策投資銀行」を「株式会社日本政策投資銀行」に改める。

第一條第一項中「日本政策投資銀行」を「株式会社日本政策投資銀行」に改める。

(地方税法の一部改正)

第三十四條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中、「日本政策投資銀行」を削る。

附則第九條に次の二項を加える。

15 株式会社日本政策投資銀行(次項において「会社」という。)に対する第七十二條の二十一

及び第七十二條の二十二の規定の適用については、平成二十年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、第七十二條の二十一第一項及び第二項中「連結個別資本金等の額」とあるのは、「連結個別資本金等の額(これらの額が一兆円を超える場合には、一兆円とする。)」とする。

16 前項の場合における会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、各事業年度の資本金等の額(同項の規定により適用される第七十二條の二十一第三項又は第七十二條の二十二第一項若しくは第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これらの金額を控除した後の金額とする。)

から、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該資本金等の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二條の二十一第四項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九條第十六項」とする。

一 平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度の十分の九

二 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度の四

三 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する事業年度の三

四 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度の五分の二

五 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度の五分の一

(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正)

第三十五條 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第二條第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、同項第六号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とする。

(信用保証協会法の一部改正)

第三十六條 信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項第一号中「貸付」を「貸付け」に改め、同項第三号中「若しくは日本政策投資銀行」を削り、「貸付」を「貸付け」に、「借入」を「借入れ」に改める。

(信用保証協会法の一部改正に伴う経過措置)

第三十七條 信用保証協会が前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の信用保証協会法第二十條第一項第三号の規定に基づき行つた債務の保証については、なお従前の例による。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正)

第三十八條 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三條中「並びに」を、「株式会社日本政策投資銀行並びに」に、「貸付」を「貸付け」に改める。

(準備預金制度に関する法律の一部改正)

第三十九條 準備預金制度に関する法律(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「第七号」を「第八号」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 株式会社日本政策投資銀行

第二條第三項第二号中「定めるもの」の下に「(債券の券面が発行されていない場合にあつては、当該債券の券面に表示されるべき権利)」を加える。

(企業担保法の一部改正)

第四十條 企業担保法(昭和三十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項から第十七項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

(企業担保法の一部改正に伴う経過措置)

第四十一條 前條の規定の施行前に同条の規定に

よる改正前の企業担保法附則第二項の規定により設定された企業担保権については、なお従前の例による。

(行政事件訴訟法等の一部改正)

第四十二条 次に掲げる法律の表日本政策投資銀行の項を削る。

一 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)別表

二 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一第一号の表

三 法人税法別表第一第一号の表

四 消費税法(昭和六十二年法律第百八号)別表第三第一号の表

五 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)別表第一

六 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)別表

(行政事件訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第四十三条 前条第一号の規定の施行前に同号の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定に基づき提起された政投銀を被告とする抗告訴訟(附則第十五条第一項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。)の管轄については、なお従前の例による。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十四条 附則第四十二条第五号の規定の施行前に同号の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づき政投銀がした行為及び政投銀に対してなされた行為(附則第十五条第一項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。)については、なお従前の例による。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十五条 附則第四十二条第六号の規定の施行

前に同号の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この条において「旧独立行政法人等個人情報保護法」という。)の規定に基づき政投銀がした行為及び政投銀に対してなされた行為(附則第十五条第一項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。)については、なお従前の例による。

2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、政投銀が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 政投銀の役員又は職員であつた者
二 政投銀から旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事していた者

3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た政投銀が保有していた旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報(自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。)

4 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

(印紙税法の一部改正)

第四十六条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「並びに日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)附則第三十六條(地域振興整備公団法の一部改正)の規定による改正前の地域振興整備公団法第十九条第一項第二号及び第七号に規定する貸付けに係る業務」を削る。

(印紙税法の一部改正に伴う経過措置)

第四十七条 独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成する旧政投銀法附則第三十六条の規定による改正前の地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)第十九条第二項第二号及び第七号に規定する貸付けに係る業務に関する文書については、当分の間、印紙税を課さない。

(登録免許税法の一部改正)

第四十八条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第三中二十二の項を削り、二十三の項を二十二の項とし、二十三の二の項を二十三の項とする。

(石油の備蓄の確保等に関する法律の一部改正)

第四十九条 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「政府は、日本政策投資銀行」を「政府は、株式会社日本政策投資銀行」に、「日本政策投資銀行等」を「株式会社日本政策投資銀行等」に改め、同条第三項中「日本政策投資銀行等」を「株式会社日本政策投資銀行等」に改める。

(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正)

第五十条 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条(見出しを含む。)中「日本政策投資銀行」を「株式会社日本政策投資銀行」に改め、同条第二項中「日本政策投資銀行等」を「株式会社日本政策投資銀行等」に改める。

(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)

第五十一条 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「日本政策投資銀行及び」を「株式会社日本政策投資銀行及び」に、「日本政策投資銀行等」を「株式会社日本政策投資銀行等」に改める。

(旧運輸施設整備事業団法の一部改正)

第五十二条 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「日本政策投資銀行その他を「株式会社日本政策投資銀行その他」に、「日本政策投資銀行等」を「株式会社日本政策投資銀行等」に改める。

(旧運輸施設整備事業団法の一部改正)

第五十三条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)附則第十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条第七項中「日本政策投資銀行」を「株

等」に改める。

第十六条第二項中「日本政策投資銀行」を「株式会社日本政策投資銀行」に改める。

第十七条の見出し中「日本政策投資銀行法等」を「沖縄振興開発金融公庫法」に改め、同条第一項中「日本政策投資銀行等」は、日本政策投資銀行にあつては日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)第二十条第一項の規定によるもののほか、財務大臣の認可を受けて、沖縄振興開発金融公庫にあつては、沖縄振興開発金融公庫は、に改め、同条第二項中「日本政策投資銀行等」を「沖縄振興開発金融公庫」に改め、日本政策投資銀行法第五十四条第一号中「場合」とあるのは「場合及び民間都市開発の推進に関する特別措置法第十七条第一項の規定により財務大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第四号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び民間都市開発の推進に関する特別措置法第十七条第一項の規定による拠出」とし、を削る。

(エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第五十二条 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「日本政策投資銀行その他を「株式会社日本政策投資銀行その他」に、「日本政策投資銀行等」を「株式会社日本政策投資銀行等」に改める。

(旧運輸施設整備事業団法の一部改正)

第五十三条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)附則第十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条第七項中「日本政策投資銀行」を「株

等」に改める。

等」に改める。

等」に改める。

等」に改める。

等」に改める。

等」に改める。

等」に改める。

等」に改める。

等」に改める。

等」に改める。

等」に改める。

等」に改める。

式会社日本政策投資銀行」に改める。

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正)

第五十四条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「日本政策投資銀行」を「株式会社日本政策投資銀行又は」に改める。

(独立行政法人情報通信研究機構法の一部改正)
第五十五条 独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八条を次のように改める。

第八条 削除

(独立行政法人国際協力機構法の一部改正)

第五十六条 独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第四項中「又は日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)第四十三条第一項」を削り、「国際協力銀行法第四十七条第二項又は日本政策投資銀行法第四十五条第二項」を「同法第四十七条第二項」に改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)
第五十七条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六條第二項中「前項の業務のほか、」の下に「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第 号)附則第十五条第一項の規定による解散前の」を、「鉱工業等を営む者に対して」の下に「株式会社日本政策投資銀行法附則第二十六条の規定による廃止前の」を加え、「日本政策投資銀行に対し」を「株式会社日本政策投資銀行に対し」に改める。

(財政融資資金の独立行政法人中小企業基盤整備機構への運用に関する特例)
第五十八条 附則第一条第三号に定める日前に中

小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十五号)附則第三条第一項の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下この条において「中小機構」という。)が同項の規定による解散前の地域振興整備公団から承継した長期借入金(財政融資資金による貸付けに係るものである場合における当該長期借入金についての同号に定める日以後における財政融資資金法第十条第一項の規定の適用については、中小機構を同項第七号に規定する法人とみなす。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正)
第五十九条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「日本政策投資銀行」を「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第 号)附則第十五条第一項の規定による解散前の日本政策投資銀行(以下「旧日本政策投資銀行」という。))」に改める。

附則第三條第六項及び第十一項並びに第四條中「日本政策投資銀行」を「旧日本政策投資銀行」に改める。

附則第五條中「日本政策投資銀行」を「株式会社日本政策投資銀行」に改める。

(財政融資資金の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構への運用に関する特例)
第六十條 財政融資資金は、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかわらず、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下この条において「鉄道・運輸機構」という。)の業務に要する経費に充てるため鉄道・運輸機構が借入れをする場合における鉄道・運輸機構に対する貸付け(第三項において単に「貸付け」という。)に運用することができ。

2 財政融資資金は、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかわらず、鉄道・運輸機構の業務に要する経費に充てるため鉄道・運輸機構が発行する債券(次項において「鉄道・運輸機構債

券」という。)に運用することができる。

3 第一項の規定により貸付けに運用される財政融資資金又は前項の規定により鉄道・運輸機構債券に運用される財政融資資金に係る財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律の規定の適用については、鉄道・運輸機構を財政融資資金法第十条第一項第七号に規定する法人とみなす。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)
第六十一條 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第百三十四條の次に次の一条を加える。
(株式会社日本政策投資銀行法の一部改正)
第百三十四條の二 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第三條第四項第一号及び第四号、第六條第五項第五号並びに第十三條第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
第六十二條 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二百六十一條を次のように改める。

第二百六十一條 削除
(特別会計に関する法律の一部改正)
第六十三條 特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第八十五條第二項第二号中「日本政策投資銀行」を「株式会社日本政策投資銀行」に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)
第六十四條 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第十五号の次に次の一号を加える。
第十五の二 株式会社日本政策投資銀行
第二十條第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第二條第二項第十五号の二に掲げる特定事業者 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第 号)第二十九條第一項に規定する主務大臣

(国土交通省設置法の一部改正)
第六十五條 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十八号を次のように改める。

二十八 株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第 号)附則第十五條第一項の規定により同項の規定による解散前の日本政策投資銀行から承継する資産(北海道又は東北地方(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。))における政令で定めるものに限る。)の管理に關すること。

(検討)
第六十六條 政府は、附則第一条第三号に定める日までに、電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律、石油の備蓄の確保等に関する法律、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、民間都市開発の推進に関する特別措置法、エネルギー等の利用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法、民間資金等の

格差社会を是正し、命と暮らしを守るための庶民増税中止に関する請願

請願者 滋賀県蒲生郡竜王町小口一、二二

七ノ六六 神谷信太郎 外五千四百四十八名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第一三〇七号と同じである。

第一三二三号 平成十九年五月十七日受理

格差社会を是正し、命と暮らしを守るための庶民増税中止に関する請願

請願者 岩手県遠野市新町四ノ二九 菅田

一子 外五千四百四十八名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一三〇七号と同じである。

第一三二四号 平成十九年五月十七日受理

格差社会を是正し、命と暮らしを守るための庶民増税中止に関する請願

請願者 宮崎市宮崎駅東二ノ三ノ一三 宮

永真貴子 外五千四百四十八名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一三〇七号と同じである。

第一三二五号 平成十九年五月十七日受理

格差社会を是正し、命と暮らしを守るための庶民増税中止に関する請願

請願者 茨城県取手市吉田三ノ一二 岡澤

正実 外五千四百四十八名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一三〇七号と同じである。

平成十九年六月五日印刷

平成十九年六月六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D